

第3次

豊中市男女共同参画計画

令和4年(2022年)2月

豊中市

はじめに

本市では、豊中市男女共同参画推進条例を制定後、「豊中市男女共同参画計画」策定を経て、平成29年（2017年）に「第2次豊中市男女共同参画計画改定版」、並びに「第2次豊中市DV対策基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて総合的な施策の展開を図ってまいりました。

近年、さまざまな法整備が進み、男女がともに家庭や職場、地域社会などの多様な分野において活躍できる環境が整いつつあります。しかしながら、今なお固定的な性別役割分担意識や社会慣行、配偶者等からの暴力など、男女共同参画社会の実現に向けた課題が多く存在しています。

このような中、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大は、女性の生活や雇用に大きな影響を与えており、男女共同参画・ジェンダー平等の重要性を改めて認識する機会となったほか、人々の暮らしや働き方、社会経済活動を見直す契機となっています。

少子高齢化、人口減少社会の到来、社会経済情勢の変化に伴う新たな課題に対応するため、国の「第5次男女共同参画基本計画」や大阪府の「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」の施策の動向、並びにこれまでの取組みの成果や課題をふまえつつ、「女性活躍推進法に基づく推進計画」、「DV対策基本計画」を盛り込んだ第3次豊中市男女共同参画計画を策定いたしました。

本計画では、女性活躍、働き方改革の推進支援、DV・性暴力をはじめとするあらゆる暴力の根絶や被害者支援、男女共同参画の視点に立った子ども・若年層・男性を対象にした教育・啓発の推進などに重点的に取り組めます。

男女共同参画社会の実現には、市民、事業者、グループ・団体、関係機関等の皆様と連携、協働して取り組むことが不可欠です。多様な立場の人々が社会のさまざまな場面で活躍できる仕組みづくりを進めてまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、ご審議いただきました「豊中市男女共同参画審議会」の委員の皆様をはじめ、意識調査やパブリックコメントなどに貴重なご意見をいただきました専門家、関係機関・関係団体、市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和4年（2022年）2月

豊中市長 長内 繁樹

目次

I 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ等.....	2
3. 計画の期間.....	4
4. 計画の進行管理.....	4
5. 世界・国・大阪府の男女共同参画に関する動向.....	5
1) 世界の動向.....	5
2) 国の動向.....	6
3) 大阪府の動向.....	7
6. 第2次豊中市男女共同参画計画改定版・第2次豊中市DV対策基本計画における取組みの状況と課題..	8
II 計画のめざす方向	12
1. 基本理念.....	12
2. 基本目標.....	12
3. 基本的視点.....	12
4. 重点的に取り組む施策.....	14
5. 施策の体系.....	15
III 施策の展開	17
基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識を改革する.....	17
1 人権意識の育み.....	18
2 人権としての性の尊重.....	18
3 表現における人権の尊重.....	19
4 男女共同参画を推進する教育・学習の推進.....	20
5 男女共同参画の理解の醸成.....	22
6 男女共同参画に関わる情報の収集と発信・提供.....	24
推進のための指標.....	25
基本目標2 あらゆる分野での女性の活躍を推進する.....	26
1 政策・方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大.....	29
2 多様な働き方への支援.....	31
3 ワーク・ライフ・バランスの推進.....	32
推進のための指標.....	35
基本目標3 すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備する.....	37
1 エンパワーメントへの支援.....	39
2 さまざまな困難を抱える人々への支援.....	41
3 生涯を通じた健康支援.....	43
4 防災・災害対応時における男女共同参画の推進.....	44
推進のための指標.....	45

基本目標 4	あらゆる暴力を根絶する	46
1	DVを許さない社会づくり	49
2	相談体制の充実	50
3	DV被害者の保護および自立支援	51
4	関係機関等との連携・協力	54
5	あらゆる性暴力への対策の推進	55
	推進のための指標	57
IV	計画の推進	58
1.	人権行政推進本部	58
2.	男女共同参画推進連絡会議	58
3.	DV防止ネットワーク会議	58
4.	男女共同参画審議会	59
5.	男女共同参画苦情処理委員会	59
6.	男女共同参画推進センター	59
7.	配偶者暴力相談支援センター	59
8.	男女共同参画に関する調査・研究	59
9.	市民、事業者、グループ・団体等との連携・協働	59
11.	国、大阪府、他市町村との連携	59
	参考資料	60

I

計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

世界では、平成27年（2015年）9月に国際連合（以下、「国連」という。）で採択された、持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の達成に向けて取組みが推進されています。その中でも、「ジェンダー平等の実現」は目標の1つとして位置づけられているとともに、すべての目標達成において必要不可欠な要素とされています。

一方で、わが国では、平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」が制定され、「男女共同参画基本計画」に基づく取組みなどが推進されてきました。しかしながら、令和3年（2021年）3月に世界経済フォーラムが発表した「ジェンダーギャップ指数（GGI:Gender Gap Index）」において156か国中120位となっており、ジェンダー平等に向けた取組みは先進国の中でも極めて低いレベルにあります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、外出自粛等による不安やストレスとなり、配偶者等からの暴力や性暴力、経済的困難を抱える女性等の問題が増加、深刻化したことで、わが国における男女共同参画の実現の重要性が改めて認識されています。

本市では、平成15年（2003年）制定の豊中市男女共同参画推進条例に基づき、「豊中市男女共同参画計画」を、平成24年（2012年）3月には後継計画となる「第2次豊中市男女共同参画計画」と「豊中市DV対策基本計画」を策定しました。また、平成29年（2017年）3月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の趣旨もふまえ「第2次豊中市男女共同参画計画改定版」および「第2次豊中市DV対策基本計画」を策定し、これらの計画に基づき、豊中市における男女共同参画施策を展開してきました。

しかしながら、男女の固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）、DVをはじめとする性別に起因する人権侵害など、男女共同参画の実現を阻む課題は依然として残されている現状があります。

また、人口減少社会や人生100年時代の到来など、社会の状況は大きく変化しており、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、人々の暮らし方や働き方、社会経済活動を見直す動きが加速しています。そして、今後、男女共同参画を推進していくためには、これらの変化に対応するための新たな視点も必要となっています。

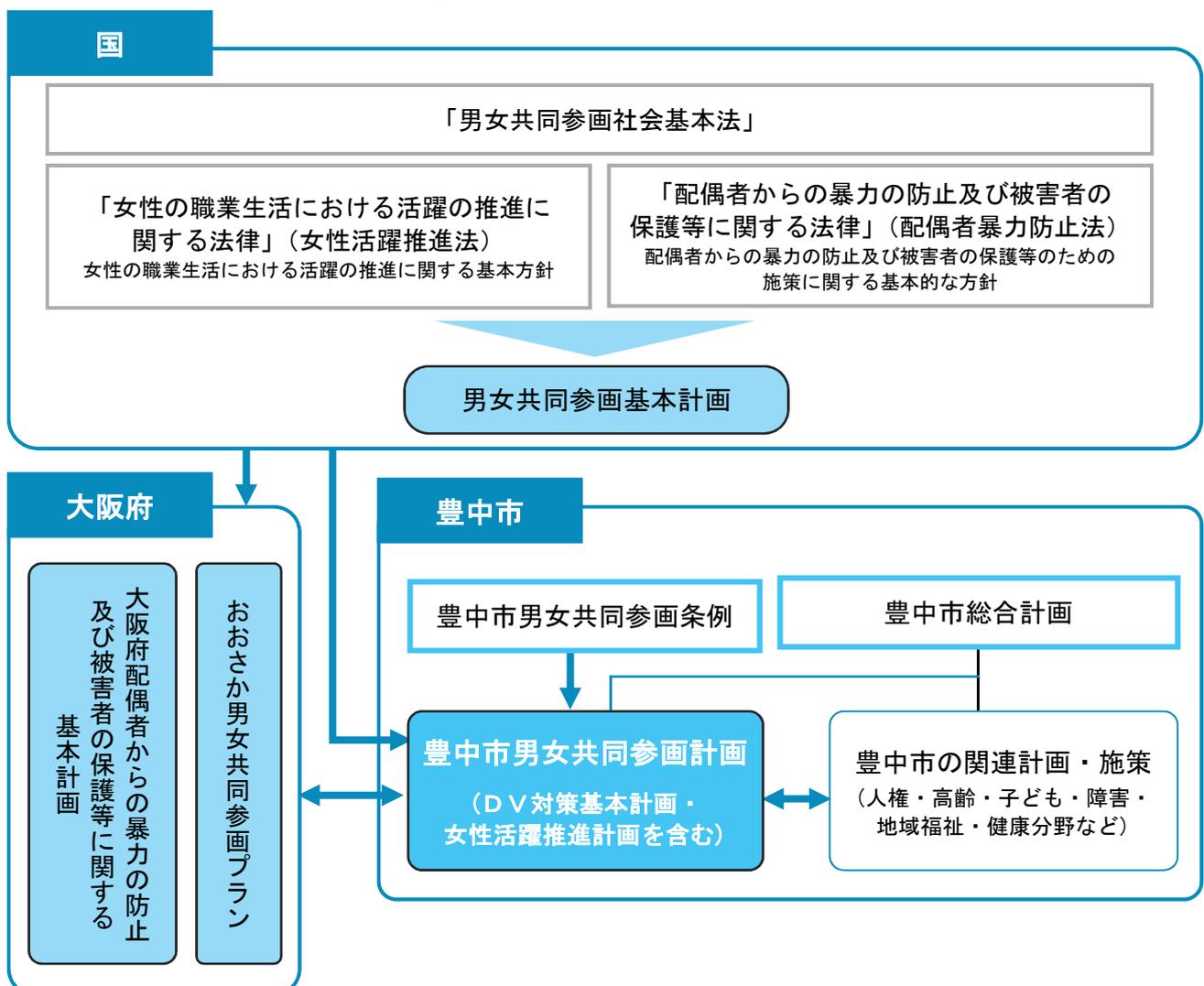
このような社会情勢の変化をはじめ、世界、国、大阪府の男女共同参画に関する動向、これまでの本市の計画の進捗状況などをふまえ、本市においても男女共同参画社会の実現と女性活躍推進の取組み、およびDV対策に取り組み、新しい時代を切り拓いていく必要があります。

今回、「豊中市男女共同参画計画」および「豊中市DV対策基本計画」ならびに「豊中市女性活躍推進計画」の取組みは女性、男性、地域、事業所等、その対象が重複するとともに、施策の内容も深く相互に関連していることから、より効果的、効率的に施策を推進するため各計画を一体化することとし、各法に基づく3つの計画を包含する「第3次豊中市男女共同参画計画」（以下、「本計画」という。）として策定しました。

2. 計画の位置づけ等

- 本計画は、「豊中市男女共同参画推進条例」第9条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画であるとともに、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」にあたります。
- 本計画は、「豊中市男女共同参画推進条例」第10条に基づき、市が男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するにあたって、男女共同参画の推進に配慮する際の指針となるものです。
- 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく市町村推進計画（女性活躍推進計画）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画（DV対策基本計画）を含む計画です。
- 本計画は、「第4次豊中市総合計画」を上位計画とし、各種計画との整合性を持つものです。
- 本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」および「大阪府男女共同参画計画（おおさか男女共同参画プラン（2021-2025））」をふまえて策定するものです。

【計画の位置づけイメージ】



●●● SDGs と豊中市の取組みについて ●●●

本市においては、SDGs に基づいた施策展開を図ってきました。また、令和2年度（2020年度）には本市がSDGs の達成に向けて提案した取組みが国に評価され、「SDGs 未来都市」に選定されるとともに、国と協力しながら提案内容を具体化する3年間の「SDGs 未来都市計画」を策定し、SDGs に関する取組みを推進しています。

第4次豊中市総合計画前期基本計画における取組みの方向性とSDGs の理念や目標は概ね合致しており、第4次豊中市計画に掲げた「まちの将来像」の実現に向けて、「子育て・子育て、教育環境の充実」、「安心・安全の確保」、「都市の活力と快適性の向上」、「健康な暮らしと活躍できる社会の構築」、「持続可能な行財政運営の推進」について5つの柱で示し、それに基づく施策・事業を推進することにより、SDGs の達成に結び付けます。

SDGs の全17の目標分野について、「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」は、すべての目標達成において必要な条件であるとされており、本計画においても、あらゆる施策にジェンダー視点を取り入れ、ジェンダー平等の実現をめざします。

また、本計画では「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」とともに、「目標3 すべての人に健康と福祉を」、「目標4 質の高い教育をみんなに」、「目標8 働きがいも経済成長も」、「目標10 人や国の不平等をなくそう」、「目標16 平和と公平をすべての人に」の6分野を中心に、すべての目標に関わる施策内容を含んでいます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3. 計画の期間

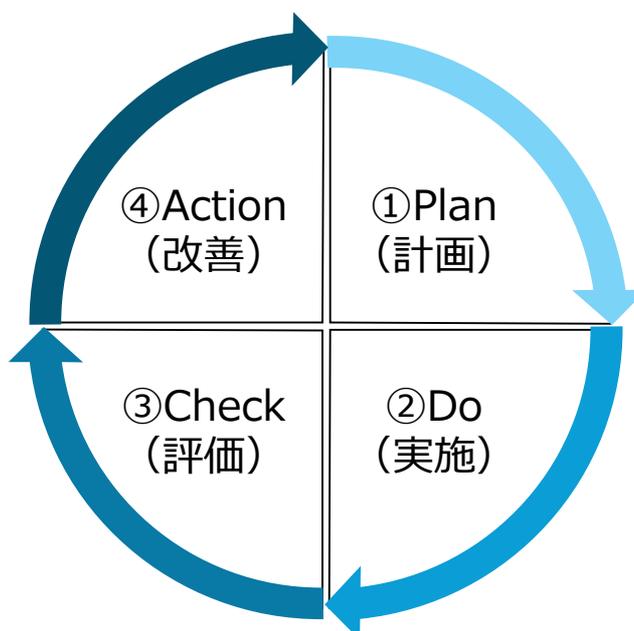
本計画の計画期間は、令和4年度（2022年度）～令和13年度（2031年度）までの10年間とします。また、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、令和8年度（2026年度）に計画の中間見直しを行い、必要に応じて改定します。

4. 計画の進行管理

計画の達成度や取組みの進捗状況を的確に把握・評価するため、PDCAサイクルに基づき、指標を活用しながら、より効果的な計画の推進に資するための進行管理を行います。また、重点的に取り組む施策を設定し、各指標と連動させることで、計画の効果的な推進、進行管理を図ります。なお、本計画の目標値については、計画策定の時点で想定可能な具体的目標とするため、成果指標および活動指標の目標達成年度を、中間見直しを行う令和8年度（2026年度）に設定しています（個別の目標達成年度があるものを除く）。

施策の取り組み状況については、市長の附属機関である豊中市男女共同参画審議会で確認を行うとともに、豊中市人権行政推進本部において進行管理を行います。その結果については、ホームページなどで公表し、計画的な事業の推進を図ります。

【PDCAサイクルによる推進】



5. 世界・国・大阪府の男女共同参画に関する動向

1) 世界の動向

昭和50年（1975年）の国際婦人年に開催された第1回世界女性会議において、女性の地位向上をめざして各国の取るべき措置のガイドラインを示すものとして採択された「世界行動計画」を契機に、女性の地位向上と男女の平等のための取組みが各国で展開されることとなりました。昭和54年（1979年）には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下、「女子差別撤廃条約」という。）が国連で採択されました。

平成7年（1995年）には第4回世界女性会議が北京で開催され、国際的な男女共同参画の取組みの規範となる「北京宣言・行動綱領」が採択されました。その後、5年ごとに過去5年の進捗と課題を世界全体で振り返る取組みが行われており、北京宣言の採択から25周年となる令和2年（2020年）には「第64回国連女性の地位委員会」（北京+25）が開催されました。「北京+25」では、北京宣言と北京行動綱領の履行の重要性が再確認されたとともに、ジェンダー平等の達成を阻害する構造的課題や、差別的慣習、とりわけHIV/AIDSを罹患した女性や、先住民族女性、障害のある女性や、移住女性、高齢女性等が複合的な差別に直面し、その脆弱性が增大していることに危惧が示されました。

平成23年（2011年）には、女性と女児の権利を促進するため、国連の4つの機関が統合され、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関「UN Women」が発足しました。

また、平成27年（2015年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では2016年から2030年までの国際目標として17のゴール・169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が設定されました。SDGsの17のゴールのうち、5つめには「ジェンダー平等の実現」が掲げられているとともに、すべての目標達成において必要不可欠であることが示されました。

令和元年（2019年）に日本で開催された「G20サミット（金融・世界経済に関する首脳会合）」の成果文書である「G20大阪首脳宣言」においても、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは、持続可能で包摂的な経済成長に不可欠である」と明記されており、社会経済発展の視点からも世界共通の課題とされています。

令和2年（2020年）からは、世界規模で新型コロナウイルス感染症が流行拡大しており、それらが及ぼす悪影響は、女性および女児にとって特に大きくなっていることが指摘されています。国連による新型コロナウイルスの女性への影響についての報告書では、女性への影響をふまえた政策的対応について3つの横断的な重点事項が示されています（「新型コロナウイルスに関するすべての応急対応計画および意思決定において、女性の平等な代表性を確保する」「有償及び無償のケアに対処することで、平等に向けた革新的な変化を推進する」「新型コロナウイルスの社会経済的影響に対処する取組み全てについて、女性および女児を対象とする」）。

2) 国の動向

わが国では、世界の男女共同参画の動きと連動し、女性差別の解消と男女共同参画に向けた取り組みが進められてきました。平成 11 年（1999 年）に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画会議の設置など、国内本部機構の充実・強化、「男女共同参画基本計画」に基づく取り組みなどが推進されてきました。

平成 29 年（2017 年）の「第 2 次豊中市男女共同参画計画改定版」「第 2 次豊中市DV対策基本計画」策定以降の国の動向についてみると、同年 6 月には近年の性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、「刑法」改正が行われ、性犯罪の規定が厳罰化されました。

平成 30 年（2018 年）には、政治分野における女性の参画拡大をめざす「政治分野における男女共同参画推進法」が公布、施行されました。また、同年には労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布されました。

令和元年（2019 年）には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大や、ハラスメント防止対策の強化などが行われました。また、同年には「DV防止法」改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されるとともに、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることなどが盛り込まれました。

令和 2 年（2020 年）には、同一企業内における正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間の不合理な待遇の差が問題となる中で、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、「パートタイム・有期雇用労働法」が施行されました。

一方で、同年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化、女性の雇用、所得への影響、女性の自殺者数の増加等、男女共同参画の重要性が再認識されました。そのような中、国では令和 2 年（2020 年）12 月に「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、第 5 次計画では以下のような社会情勢の現状および課題に係る認識をふまえた内容とする必要があるとされています。

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応
- (2) 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- (3) 人生 100 年時代の到来と働き方・暮らし方の変革
- (4) 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大
- (5) デジタル化社会への対応 (Society5.0)
- (6) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識
- (7) 頻発する大規模災害
- (8) SDGs の達成に向けた世界的な潮流

令和 3 年（2021 年）6 月には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」が公布され、希望に応じて男女ともに仕事と育児を両立できるようにするため、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設等が盛り込まれました。

3) 大阪府の動向

大阪府においては、昭和 56 年（1981 年）に策定した第 1 期行動計画「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」から二度の改定を経て、施策が推進されてきました。平成 10 年（1998 年）には、「大阪府附属機関条例」に基づく「大阪府男女協働社会づくり審議会」（平成 14 年（2002 年）「大阪府男女共同参画審議会」に改称）を設置し、男女共同参画をめぐるさまざまな課題に対応していくために、「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成 13 年（2001 年）に平成 22 年度（2010 年度）を目標年次とした「おおさか男女共同参画プラン」が策定されました。また、平成 14 年（2002 年）には府民や事業者と共に男女共同参画社会をめざす指針となる「大阪府男女共同参画推進条例」が施行されました。

「おおさか男女共同参画プラン」は平成 18 年（2006 年）に一部改定され、平成 23 年（2011 年）に「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」、平成 28 年（2016 年）に「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」が策定されています。「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」では、「女性活躍推進法」第 6 条第 1 項に定める「当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」（都道府県推進計画）が一体のものとして策定されました。

その後、同プランは令和 2 年度（2020 年度）に目標年次を迎え、令和 3 年（2021 年）3 月に「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」が策定されました。プランでは「性別役割分担意識の解消に向けた意識改革」「SDGs の推進によるジェンダー視点の主流化」の 2 つの横断的視点が新たに設定されています。

DV に関する取組みとしては、平成 17 年（2005 年）に「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定され、その後改定を重ねて、平成 29 年（2017 年）には「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2017-2021）」が策定されています。

また、府民一人ひとりが性的指向および性自認の多様性に関する理解を深めていくことにより、性的マイノリティの人々に対する誤解や偏見をなくし、だれもが自分らしく生きることができる社会の実現をめざし、令和元年（2019 年）には「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」が施行されました。さらに、令和 2 年（2020 年）には性的マイノリティがお互いに人生のパートナーであることを宣誓された事実を公に証明する制度である「パートナーシップ宣誓証明制度」が開始され、豊中市民も対象となりました。

6. 第2次豊中市男女共同参画計画改定版・第2次豊中市DV対策基本計画における取組みの状況と課題

第2次豊中市男女共同参画計画改定版、第2次豊中市DV対策基本計画の基本目標に沿って、平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）までの男女共同参画に関する主な取組みの状況や課題について整理しました。

第2次豊中市男女共同参画計画改定版

基本目標1 人としての尊厳を守る

- 豊中市男女平等教育推進協議会において、学校や市、教育委員会、関係機関が連携し、小中学生を対象とした男女平等教育啓発教材「To you」の作成、活用を行い、若年層に対するジェンダー平等教育の推進に向けて取り組んでいます。
- 男女共同参画社会の実現に向けた拠点施設「とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ」（以下、「すてっぷ」という。）では、常設相談「からだと心と性の相談」「おとな-girls相談」の実施や、若年女性を対象に心身を大切にすることをテーマとした講座を実施しています。
- 性的マイノリティの人権問題をテーマにした出前講座の実施や、「豊中市職員のための性の多様性を理解し行動するためのハンドブック」の作成を通して、市民、市職員に向けて性的マイノリティの人権尊重が浸透するための学習機会や啓発、情報提供に努めています。
- 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントに関して啓発を行い、被害の防止に取り組むとともに被害者への相談支援を実施し、解決案の提示等を行っています。また、教育・保育の場や地域の事業所、地域団体等に向けた研修の実施などを通して、セクシュアル・ハラスメントの防止に向けて取り組んでいます。
- 「表現のガイドライン」を活用、周知し、各課が作成する刊行物等に対しても適切な表現となるようケースに応じて助言を行っています。
- 現在、豊中市立小学校・中学校で活用されている男女平等教育啓発教材「To you」のさらなる活用と内容の検討をはじめ、人権意識を育むための効果的な啓発等を図る必要があります。また、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に対しては、引き続き、意識改革につながる講座等の実施を図るとともに、メディア・リテラシーの向上を図る取組みも必要となっています。

基本目標2 男女共同参画の意識を育む

- すてっぷや公民館等における、男女共同参画の視点を盛り込んだ多様なテーマの講座や各種事業を通じて、男女共同参画の理解促進に取り組んでいます。また、Web会議システムや動画配信などのさまざまな媒体を活用することで、多様なニーズに対応しています。
- 情報誌「すてっぷON!」やホームページなど多様な広報媒体を活用し、男女共同参画の理解推進に向けた啓発活動に取り組んでいます。また、地域団体への啓発活動や情報提供も進めています。
- 市の新規採用職員や初任者教員を対象に「男女共同参画」「セクシュアル・ハラスメント」「性的マイノリティ」をテーマに研修を実施するなど、庁内においても男女共同参画について考える場を設け、理解の促進に努めています。

- 各種講座や事業の実施にあたっては、参加者が継続的に交流できる機会・場づくりや、男性が参加しやすい環境の整備が課題となっています。また、子どもの発達段階に応じた取組みや若年層・子育て世代を対象とした講座の開催など、対象を明確にしたアプローチを継続していく必要があるとともに、地域へのアウトリーチ活動を展開し、より広く市民を対象にした取組みを進めていくことが重要となります。

基本目標3 すべての人へのエンパワーメントを支援する

- すてっぷや地域就労支援センター、母子父子福祉センターにおいて、講座や相談支援に関する事業を実施し、女性の職業能力を高める取組みを進めています。すてっぷでは労働相談や就労支援講座を通じて就労支援の強化を図るとともに、必要な相談窓口へのつなぎを行っています。
- 男女共同参画を推進する団体・グループ等の支援として、共通の課題や目標をもつ個人のグループ化の支援や、すてっぷにおける登録団体制度の実施などに取り組んでいます。
- ひきこもりやニートへの支援として、くらし再建パーソナルサポートセンター、若者支援総合相談窓口等において自立に向けた切れ目のない包括的な支援を実施しています。また、ひとり親家庭を対象に、児童扶養手当の支給などの経済的な支援や母子父子福祉センターでの各種相談支援、地域就労支援センターでの就労相談、くらし再建パーソナルサポートセンターでの生活困窮支援などを実施しています。
- 引き続き、一人ひとりのニーズやスキルに応じたきめ細やかな就労相談支援を進めるとともに、コロナ禍による影響を受けている人への就労支援や就労継続・キャリアアップ支援に取り組む必要があります。また、各講座や事業の参加者同士が交流できる機会・場づくりに取り組むとともに、団体間の交流促進やネットワークづくりを進める必要があります。
- 高齢者や障害者、外国人、ひとり親家庭などをはじめとするさまざまな困難を抱える人を対象とする各種相談窓口のさらなる連携を進め、相談対応機能とともに自立に向けた支援の充実に努める必要があります。

基本目標4 あらゆる分野での女性の活躍を推進する

- 男女共同参画の充実に努めるために、大阪府市長会人権部会を通じて大阪府へ要望を行い、社会制度、慣行の見直しについて働きかけを行っています。また、庁内では職員研修などを通じて、男女共同参画の視点に立ち、職員が差別的な慣行に気づくための力をもてるよう働きかけを行っています。
- 政策・方針の立案・決定過程への女性の参画を促進するため、審議会等への女性委員の登用、能力や資質に応じた女性職員・教員の管理職等への登用などを進めています。また、「女性活躍推進法」に基づく「豊中市特定事業主行動計画」を策定し、管理職や採用者における女性の割合の目標を設定しました。
- ワーク・ライフ・バランスに関連する情報提供や子育て世代を対象とした講座・相談会の開催、企業向け講座を実施するとともに、男性を対象とした固定的性別役割分業や家事、育児に関する講座や講演会を実施し、家事や育児への男性の参画を推進しています。
- 保育所等の施設整備や幼稚園の認定こども園化等に取り組む、令和3年(2021年)4月1日現在、待機児童数は4年連続でゼロとなっています(厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づく)。

- 平成30年度（2018年度）、市の各部局長等が子育てや介護、自己啓発などと仕事の両立を支援するため「イクボス宣言」を行いました。加えて、令和2年（2020年）より、従業員や部下の育児、介護、ワーク・ライフ・バランスを応援する企業・団体の代表者や管理職等が行う「イクボス宣言企業・団体登録制度」を開始し、とよなかイクボス公式サイト開設や啓発チラシの発行により先進的な取組みの紹介を行っています。
- コロナ禍により影響を受けている女性の就労継続や就労促進に向け、市内事業所を対象にした女性活躍推進や働き方改革推進事業を実施しています。
- ワーク・ライフ・バランスの推進にあたっては、市の各担当課が連携・協力し、企業や事業所に対して、多様な働き方への啓発や働きかけを引き続き推進していく必要があります。また、男性の意識改革、家庭・地域への参画促進については、今後も取組みの充実を図るとともに、講座や講演会に男性が参加しやすい工夫を行う必要があります。

第2次豊中市DV対策基本計画

基本的方向1 DVを許さない社会づくり

- 女性に対する暴力をなくす運動であるパープルリボンプロジェクトをはじめとして、毎年市役所ロビーや駅前での啓発活動や、すてっぷにおけるDVに関する講座、展示、関連資料・図書の収集と利用促進など、さまざまな媒体や機会・場を活用し、市民へのDVに関する啓発活動を推進しています。
- 「まんが版デートDV予防啓発冊子」を活用し、中学校での出前講座など、若年層を対象としたDVに関する啓発活動を積極的に展開しています。
- 地域や事業所に向けては、研修の実施やパンフレット等の配布を行い、DVに関する広報・啓発に取り組んでいます。また、情報の発信にあたっては、多言語化に取り組むなど、幅広く情報が行き渡るよう情報のバリアフリー化に努めています。
- コロナ禍によるDV相談件数の増加が課題となる中、相談体制や啓発活動について充実させていく必要があります。

基本的方向2 安心して相談できる体制づくり

- 総合リーフレットやちらし、広報誌、ホームページなど、さまざまな媒体や機会・場を活用してDV相談窓口や相談機関に関する周知を行っています。平成29年（2017年）には豊中市配偶者暴力相談支援センターを配置し、DV証明書の発行や保護命令手続支援、新たに男性からの相談を対象とするなど、各種支援を実施しています。
- 障害者や高齢者、外国人への対応が適切に行えるよう、関係部局や関係機関と連携した相談支援に努めているほか、外国人のための多言語相談サービス事業の受付窓口の曜日および時間を拡充するなど、相談者の状況に応じた支援を実施しています。
- 大阪府実施の専門研修への参加、DV防止ネットワーク会議研修会の実施を通じて、相談担当者のスキルアップや他機関との相互連携に取り組んでいます。
- 配偶者暴力相談支援センターの設置により、公的機関に相談した人の割合は増加している傾向にありますが、相談しなかったがしなかった人の割合が女性で10%超となっている（令和2年度市民意識調査より）ことから、相談窓口等の周知の強化が必要となっています。また、被

被害者の特性をふまえた対応ができるよう、関連機関の連携強化や支援者や相談担当者、職員の資質・意識および対応能力の向上に取り組む必要があります。

基本的方向3 緊急時における安全の確保

- 緊急時の対応については、必要に応じてケース検討会議を開催するとともに、緊急的な対応や連携についての課題や情報共有を進めています。また、DV相談専属の相談員を配置し、緊急時の相談をはじめ、関係課や関係機関との連携や同行支援、被害者の自立に向けての適切な助言を行っています。
- 外国人女性専門相談窓口の設置や、ソーシャルワークや心理カウンセリングなど、相談者の状況に応じて必要な支援を提供しています。
- 複合・多様化するケースに対応するため、相談窓口や警察、消防等との連携体制の構築とともに、ケース検討会議の開催を通じた情報共有・管理を徹底していく必要があります。また、障害者や外国人への支援体制の整備・充実に継続的に取り組みます。
- 緊急時の被害者の安全を確保する一時保護施設の確保が課題となっており、被害者や同伴家族の状況に応じた避難場所の提供に向けて、施設との協力・連携の強化に取り組む必要があります。

基本的方向4 自立支援の充実

- DV被害者の自立支援に向けて、関係各課や機関との連携を図り、被害者の二次被害の防止およびワンストップサービスの推進を図りました。また、生活再建のための自立支援として、就労に関する相談・講座などを実施するとともに、地域就労支援センターとの連携を図り、自立に向けた支援のための体制づくりを進めています。
- 「住民基本台帳事務における支援措置申出にかかる意見付与」について、関係部局等において、個人情報漏洩防止や管理の徹底を図っています。
- 関係機関との連携をさらに強化し、相談者の自立に向けた支援体制の充実を図るとともに、ワンストップサービスに努める必要があります。
- 支援を必要とする人が抱える課題が複雑・多様化している背景をふまえ、被害者・相談者の心理的ケアに向けた取組みの充実を図るとともに、障害者や外国人などの被害者の特性をふまえた対応ができるよう、関係機関の連携強化や支援体制のさらなる構築に取り組みます。

基本的方向5 関係機関・民間団体等との連携・協力

- DV防止ネットワーク会議を開催し、関係部局をはじめ、警察、大阪府の関係機関、民間団体等と顔の見える関係づくりに取り組み、連携を深めています。
- ケース検討会議やDV被害者支援連携ミーティングの開催を通じて、庁内・庁外関係部局間での被害者支援が円滑に行えるように努めています。
- DV被害者への迅速かつ適切な支援を実施するために、DV防止ネットワーク会議等を活用し、関係機関との連携をより深めていくことが重要となります。

II

計画のめざす方向

1. 基本理念

本計画は、一人ひとりの人権を尊重し合いながら、男女が社会のあらゆる分野に対等に参画し、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することのできる「男女共同参画社会の実現」をめざすものです。

2. 基本目標

本計画の基本理念である「男女共同参画社会の実現」に向けて必要となる取組みの柱として、以下の4つの基本目標を設定します。

なお、基本目標2「あらゆる分野での女性の活躍を推進する」は「豊中市女性活躍推進計画」、基本目標4「あらゆる暴力を根絶する」の一部は「豊中市DV対策基本計画」として位置づけます。

- 1 人権尊重と男女共同参画への意識を改革する
- 2 あらゆる分野での女性の活躍を推進する
- 3 すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備する
- 4 あらゆる暴力を根絶する

3. 基本的視点

4つの基本目標を達成するため、以下の6つの基本的視点をふまえて、関連する施策・取組みを推進していきます。

(1) 互いの人権の尊重

一人ひとりの人権の尊重は、すべての施策の基本であり、最も重要な視点です。しかし、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に基づく性差別は社会のさまざまな場面で存在するとともに、女性や子どもをはじめとしたあらゆる人への暴力は重大な人権侵害です。また、性的指向および性自認の多様性に対する誤解や偏見、差別をなくし、誰もが自分らしく生きることができるとともに、社会を実現させていかなければなりません。

そのためにも、一人ひとりが生涯をとおして、あらゆる機会・場で、継続的に人権尊重の理念に対する理解を深めていくことが重要です。

(2) 固定的な性別役割分担意識の解消

男女共同参画社会の実現や女性の活躍を阻害している背景の一つには、社会通念、慣習、しきたりをはじめ、社会のあらゆる分野に根強く残っている固定的な性別役割分担意識があります。

この意識は時代とともに変わりつつあるものの、長い時間をかけて人々の意識として形成されたもので、容易に払拭できるものではありません。

しかし、性別にとらわれずに生きることのできる社会を実現し、すべての人が共に社会のあらゆる分野に参画するために固定的な性別役割分担意識は解消しなければならない課題であることから、すべての取組みの基盤として位置づけ、施策を推進していく必要があります。

(3) 男性にとっての男女共同参画の推進

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくるうえで重要です。

しかし、令和2年度(2020年度)に実施した、「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート」によると、女性と比べて男性では、固定的な性別役割分担意識が依然として強く、DVやセクシュアル・ハラスメントに対する認識も低い状態にあります。

一方、男性自身が、「男らしさ」や「男はこうあらねばならない」という意識や男性中心型労働慣行などにとらわれ、育児・介護休業を取りづらい、家庭・地域活動に参画できない、心身の健康を損なうといった問題も顕在化しています。

そのためにも、男性の意識変革はもとより、家庭・地域活動に参画しやすい環境整備、事業所への意識啓発、男性への相談支援など、男性にとっての男女共同参画をさらに推進することが重要です。

(4) すべての人が活躍できる社会・環境づくりの推進

固定的な性別役割分担意識や男性中心型労働慣行などにより、男性は「仕事」、女性は「家庭生活」を優先せざるを得ない人が多く、男女ともに仕事と生活の調和を望んでいても実現できていない人が依然として少なくありません。

一方で、社会に大きな変化が想定される中で、すべての人が希望に応じたさまざまな働き方、学び方、生き方を選べるようになること、そして、働き方や暮らし方の変革によるワーク・ライフ・バランスの実現が求められています。また、女性の活躍の推進は、女性自身の自己実現とともに、社会の持続可能性の向上につながります。

そのためにも、すべての人が自己決定して生き方を選択して生活できるよう、その人が本来持っている力を引き出すことへの支援をはじめ、ワーク・ライフ・バランスの実現、女性の活躍の推進などを通じ、「人口減少社会」「人生100年時代」を明るい未来にしていくための男女共同参画を推進することが重要です。

(5) 安心して暮らせる社会・環境づくりの推進

未婚・単独世帯の増加、少子高齢化社会の進行などにより、人口減少社会が本格化していきます。これから人口構成とともに世帯構成も大きく変化する一方で、平均寿命と健康寿命が延伸し、人生100年時代を迎えようとしています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、コロナ禍での緊急対応とともに、感染症の収束後を見据え、新たなシステムの構築、コロナ前とは異なる発想、対応が求められています。さらに、多発する大規模災害がもたらす影響についても十分考慮する必要があります。

社会が大きく変動する中で、生きること、生活することに困難さを抱える人は増加しています。また、男性と女性では、異なった社会的・経済的な影響を及ぼしており、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれることもあります。

これからの新しい社会に対応し、男女共同参画の視点に立った地域包括ケアシステム・豊中モデルの構築・強化の取り組みを中心に、社会の大きな変化に対応し、安心して暮らせる社会・環境づくりにつながる施策を進めることが重要です。

(6) 市民・地域・事業者等の多様な主体の協働による男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現するためには、市はもとより市民、地域、事業者、グループ・団体、関係機関等が、自発的・主体的な取り組みを継続的に進めるとともに、多様な主体が目的・目標を共有し、連携・協働して取り組みを展開していくことが重要です。

そのためには、本市で培われてきた「市民力」「地域力」やこれまでの取り組みを活かすとともに、「すてっぷ」を協働の拠点と位置づけて積極的に活用し、男女共同参画の視点に立った取り組み、仕組みづくりなどを展開することが重要です。

4. 重点的に取り組む施策

本市における「男女共同参画社会の実現」に向けて、本計画に関連する取り組みの基盤となり、本計画の推進をしっかりと下支えする施策や、より積極的に対応すべき施策を「重点的に取り組む施策」として設定します。

なお、それぞれの「重点的に取り組む施策」には★印と番号を付加し、各基本目標の指標と連動させています。

5. 施策の体系

基本目標	基本課題	施策の方向
1 人権尊重と男女共同参画への意識を改革する	1 人権意識の育み	1) 人権意識の高揚をめざす啓発の推進
	2 人権としての性の尊重	1) 性と生殖に関する互いの意思の尊重 2) 性に関する学習機会の充実 3) 性的マイノリティの人権尊重
	3 表現における人権の尊重	1) 市の刊行物の表現への配慮 2) メディア・リテラシーの向上 3) 文化創造・表現活動における男女共同参画への配慮
	4 男女共同参画を推進する教育・学習の推進	1) 幼少期からの男女共同参画の推進★1 2) 若年層に対するジェンダー平等教育の推進★2 3) 男女共同参画を推進する学習活動の充実
	5 男女共同参画の理解の醸成	1) 男女共同参画の周知・啓発の推進 2) 男性に対する男女共同参画の推進★3 3) 市の職員や教職員に対する男女共同参画を推進するための研修の充実★4 4) 地域団体等に対する男女共同参画に関わる研修の充実 5) 男女共同参画を阻害する社会制度、慣行の見直し
	6 男女共同参画に関わる情報の収集と発信・提供	1) 男女共同参画に関わる情報の収集・加工・提供・発信の推進 2) 男女別統計による統計調査の充実
2 あらゆる分野での女性の活躍を推進する	1 政策・方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大	1) 市政等に関わる政策・方針の立案・決定過程への女性の参画拡大★5 2) 事業所における方針の立案・決定過程への女性の参画拡大★6 3) 地域・団体等における女性の参画拡大 4) 女性の参画拡大等に関わる情報提供の推進
	2 多様な働き方への支援	1) 働き続けやすい雇用環境づくりに向けた啓発、情報提供★7 2) 女性の就労支援★8
	3 ワーク・ライフ・バランスの推進	1) 事業所による働き方改革の推進への支援★9 2) 仕事と家庭生活等の両立を支える子育てサービスの拡充 3) 仕事と家庭生活等の両立を支える介護サービスの推進 4) 男性の家事・育児・介護等や地域活動への参画の促進 5) 市役所における男女共同参画の推進
		女性活躍推進計画

★はP14に示す重点的に取り組む施策

基本 目標	基本課題	施策の方向
3 すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備する	1 エンパワーメントへの支援	1) 子ども・若者の生きる力を育むための支援 2) 女性の就労支援★8(再掲) 3) 就労に必要な能力の習得支援 4) 政策・方針の立案・決定過程参画に向けての人材育成の充実 5) エンパワーメントや男女共同参画推進に関するグループ・ネットワークづくり 6) エンパワーメントのための学習機会・情報の提供とデジタル技術の利活用の推進・促進
	2 さまざまな困難を抱える人々への支援	1) 生活上の困難を抱える人々への支援★10 2) 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備★11 3) 人権侵害の相談・救済の充実 4) 包括的な支援体制の構築・強化 5) 相談員の資質の向上
	3 生涯を通じた健康支援	1) 女性の健康対策の推進 2) 一人ひとりの健康づくりの支援
	4 防災・災害対応時における男女共同参画の推進	1) 男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害対応の推進
	4 あらゆる暴力を根絶する	1 DVを許さない社会づくり
2 相談体制の充実		1) 安心して相談できる体制づくり★13
3 DV被害者の保護および自立支援		1) 緊急時における安全の確保 2) 自立支援の充実
4 関係機関等との連携・協力		1) 関係機関・民間団体等との連携・協力
5 あらゆる性暴力への対策の推進		1) セクシュアル・ハラスメント防止および被害者支援 2) ストーカー等の防止および被害者支援 3) 児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止および被害者支援 4) あらゆる暴力根絶のための啓発の推進

DV対策基本計画

★はP14に示す重点的に取り組む施策

Ⅲ

施策の展開

基本目標 1 人権尊重と男女共同参画への意識を改革する

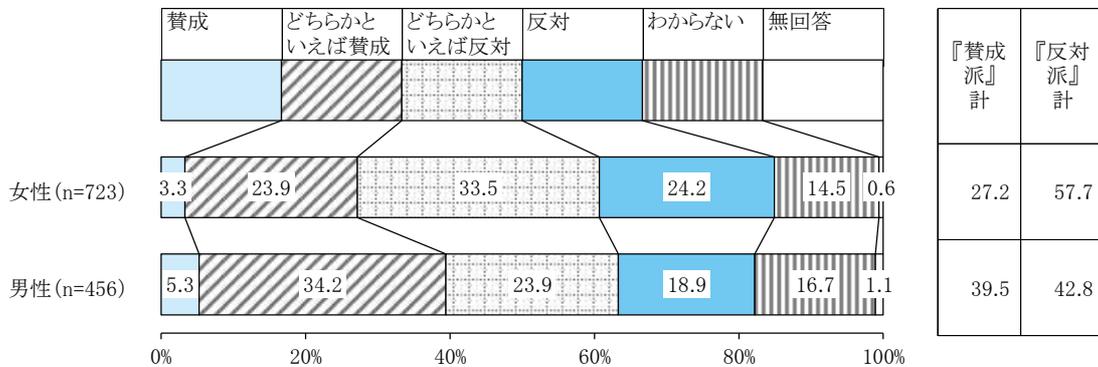
性別に関わりなく誰もが個性と能力を發揮して自分らしく生きることのできる社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識によるさまざまな場面での不平等や、性的マイノリティに対する偏見などを取り除き、一人ひとりが互いの人権を尊重し合うことが大切です。

本市では、固定的な性別役割分担意識について、女性では反対派が半数を超えていますが、男性では女性より賛成派が多く、固定的な性別役割分担にとらわれない意識の浸透は未だ十分ではありません【図 1-1、表：1-1】。また、多くの市民は、LGBTをはじめとする性的マイノリティにとって生活しづらい社会であるという意識を持っています【図 1-2】。

このような状況をふまえ、性別や性的指向、性自認などによる差別が起きないように、互いの人権を尊重し合う意識づくりを進めるとともに、男女共同参画の意識を育むための教育・学習や周知・啓発活動を行い、人権尊重と男女共同参画への意識改革に取り組みます。

また、特に、次世代を担う子どもたちや若年層、固定的な性別役割分担意識が強く残っている傾向がある男性には、対象者にあわせた効果的かつ積極的なアプローチを図り、人権尊重と男女共同参画への意識の改革に取り組みます。

【図 1-1：固定的な性別役割分担意識について】



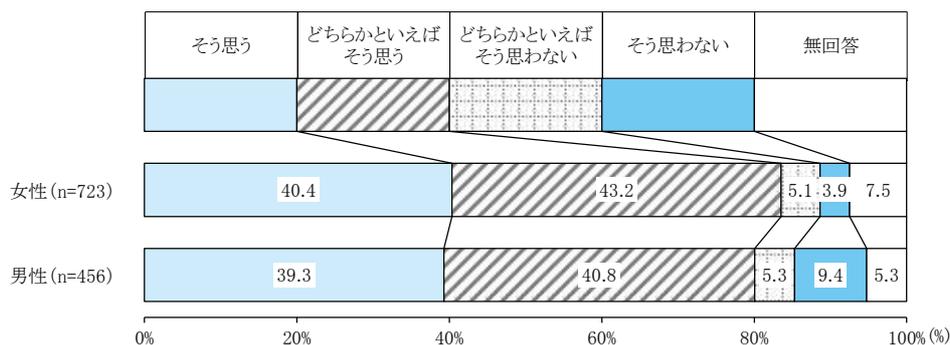
【表 1-1：前回調査との比較 固定的な性別役割分担意識について】

	（％）									
	女 性					男 性				
	n	計『賛成派』	計『反対派』	わからない	無回答	n	計『賛成派』	計『反対派』	わからない	無回答
今回調査	723	27.2	57.7	14.5	0.6	456	39.5	42.8	16.7	1.1
前回調査	1,064	48.1	39.3	10.7	1.9	780	60.8	27.1	9.9	2.3
スコア差		-20.9	+18.4	+3.8	-1.3		-21.3	+15.7	+6.8	-1.2

資料：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート結果報告書」（令和 3 年（2021 年））

※『賛成派』計は「賛成」と「どちらかといえば賛成」の計、『反対派』計は「反対」と「どちらかといえば反対」の計

【図 1-2：LGBTをはじめとする性的少数者にとって現状は生活しづらい社会だと思うかについて】



資料：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート結果報告書」（令和3年（2021年））

1 人権意識の育み

一人ひとりが人権尊重の大切さを理解し、互いの人権を尊重する意識を持つことは、男女共同参画社会の実現に向けたすべての施策の基本となります。

互いの人権を尊重し、多様な価値観を認め合うために、それぞれのライフステージに応じた、人権意識を高め理解を深めるための教育・啓発に取り組みます。

1) 人権意識の高揚をめざす啓発の推進

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1111	展示や講座の開催など、多様な機会、媒体を活用し、あらゆる人々の人権を尊重する意識を育む啓発や情報提供を行う。	人権政策課、すてっぷ、人権平和センター、公民館
1112 (1421)	教育のあらゆる活動において発達段階に応じジェンダー平等教育を推進する。	学校教育課

2 人権としての性の尊重

性別や性的指向、性自認に関わりなく、それぞれが持つ個性と能力を十分に発揮し、活躍できる社会の実現は、男女共同参画社会の形成にあたっての前提と言えます。

一人ひとりが性に対する正しい認識と理解を深め、性の多様性を認め合うことができるよう、啓発や学習機会の提供、相談支援等を通して意識の醸成に取り組みます。

1) 性と生殖に関する互いの意思の尊重

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1211 (3311)	からだと性に関する正しい情報提供を行い、互いの性を尊重し合うことができるよう啓発を進める。	すてっぷ、保健予防課、母子保健課

2) 性に関する学習機会の充実

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1221	あらゆる世代に向けて、性と生き方について考えるための講座等、学習機会を提供する。	すてっぷ
1222	発達段階に応じて、ジェンダーやからだの発達、性的コミュニケーションなどを含む包括的性教育に取り組むとともに、性に関する悩みについて気軽に相談できる環境づくりを進める。	児童発達支援センター、 こども事業課、 学校教育課、保健予防課、 母子保健課

3) 性的マイノリティの人権尊重

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1231	LGBTをはじめとする性的マイノリティの人権尊重が浸透するための庁内および地域、学校等に向けた学習機会の提供や啓発、情報提供を進める。	人権政策課、すてっぷ、 人権平和センター、 学校教育課、公民館、 母子保健課、保健予防課
1232	教育・保育の場において、性的指向および性自認に基づく差別が起きないように、子どもや職員の性の多様性に関する理解を深め、差別のない環境づくりに向けて取り組む。	学校教育課
1233 (3224)	LGBTをはじめとする性的マイノリティが抱える課題の解決に向けて、大阪府のパートナーシップ宣誓証明制度の周知や、当事者や家族などが相談できる場を推進する。	人権政策課、保健予防課、 こども相談課

3 表現における人権の尊重

インターネットを利用したメディアの普及が進み、情報を発信・入手する手段が多様化する一方で、それらの中には、固定的な性別役割分担意識や性差に関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を助長する表現等もみられます。

情報を発信するにあたって、その内容や表現が人々の価値観や意識の形成に影響を与える可能性があることをふまえ、人権や男女共同参画へ配慮した表現となるよう取り組みます。

また、SNS等が普及している背景をふまえ、メディアを通じた情報の発信・受信について正しい理解を深められるよう、メディア・リテラシーの向上のための取組みを推進します。

1) 市の刊行物の表現への配慮

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1311	各種刊行物の作成・配布に際し、「表現のガイドライン」を活用するなどし、男女共同参画を推進する表現となるよう配慮する。	人権政策課、広報戦略課

2) メディア・リテラシーの向上

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1321	男女共同参画の視点によるメディア・リテラシーの向上を図るため図書・資料等情報の収集、提供を進める。	人権政策課、読書振興課
1322	男女共同参画の視点によるメディア・リテラシー向上のための教育、学習の機会を提供する。	すてっぷ、国際交流センター、学校教育課、公民館、教育センター

3) 文化創造・表現活動における男女共同参画への配慮

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1331	文化創造・表現活動においては男女共同参画の視点に配慮するとともに、文化創造・表現活動を通して男女共同参画の推進を図る。	すてっぷ、魅力文化創造課

4 男女共同参画を推進する教育・学習の推進

男女共同参画社会の実現に向けては、次代を担う子どもたちに対して、発達段階に応じて早期から、その理念に触れる機会を継続的に提供することが大切です。また、家庭や保育・教育現場などにおいて、既存の固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に子どもたちが影響を受けないよう、家庭や保育・教育現場に対する啓発も重要となります。

子どもたちが男女共同参画への理解を深め、性別に関わりなく自分らしい生き方、進路を選択することができるよう教育・学習の充実を図るとともに、男女共同参画の視点を盛り込んだ子育て・家庭教育への支援や、社会教育の推進に取り組みます。

1) 幼少期からの男女共同参画の推進【重点的に取り組む施策★1】

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1411	男女共同参画を推進するための幼児教育、乳幼児保育・療育の企画および実践を進める。	公立こども園子育て支援センター、児童発達支援センター、こども事業課
1412	家庭における男女共同参画を進めることができるよう保護者への啓発を進める。	すてっぷ、子育て支援センターほっぺ、児童発達支援センター、こども事業課
1413	男女共同参画を推進するための幼児教育、乳幼児保育・療育に関わる情報収集と共有化を進める。	すてっぷ、児童発達支援センター、こども事業課
1414	男女共同参画をめざす幼児教育、乳幼児保育・療育の研修、研究を推進する。	児童発達支援センター、こども事業課

2) 若年層に対するジェンダー平等教育の推進【重点的に取り組む施策★2】

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1421 (1112)	教育のあらゆる活動において発達段階に応じジェンダー平等教育を推進する。(再掲)	学校教育課
1422 (2142)	男女共同参画を進めるための教材・情報等を教育現場へ提供する。	人権政策課、すてっぷ、 学校教育課
1423	ジェンダー平等教育に関する教材の内容や活用方法をはじめ、授業等において同教育を進めるための指導内容・方法について研究を推進する。	学校教育課、教育センター
1424	男女共同参画について教職員の理解が深まるよう、教職員に対する研修を推進する。	学校教育課
1425 (3114)	性別にとらわれず自由に進路や職業を選択し、社会人として自立できる力をつけるため、職業観の教育や進路指導などのキャリア教育を実施する。	学校教育課

3) 男女共同参画を推進する学習活動の充実

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1431	さまざまなテーマでの学習活動の実施を通じて男女共同参画の推進を図るとともに、参加者が交流できる機会・場づくりを行い、継続的な活動につなげる。	すてっぷ、学び育ち支援課、 青年の家いぶき、公民館、 読書振興課
1432	社会教育のあらゆる活動に男女共同参画の視点が貫かれるよう配慮を行う。	スポーツ振興課、 社会教育課、公民館、 読書振興課
1433	講座や講演会の実施などを通して、男女共同参画の視点による「家庭教育」に関わる学習を推進する。	こども事業課、 学び育ち支援課

5 男女共同参画の理解の醸成

あらゆる世代や立場の人々が固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画に対する理解を深めるため、一人ひとりが男女共同参画を自らの問題と捉え、共感できるよう、多種多様な機会、媒体を活用して啓発に取り組みます。特に、男性や、子どもへの教育に携わる教職員に対しては、より効果的かつ積極的なアプローチを図ります。

また、本市が男女共同参画推進の模範となるよう、市職員に対する男女平等意識の向上を図るとともに、地域で活動する団体に対しても男女共同参画に関する理解を深めるよう働きかけます。

なお、男女不平等な社会制度が存在する場合、該当する制度の見直しを国や大阪府に求めるほか、家庭や地域、職場において、男女共同参画社会の実現や女性の活躍の推進を阻害する慣習やしきたりが存在する場合は、見直し、改めていくよう働きかけます。

1) 男女共同参画の周知・啓発の推進

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1511	多様な媒体によって、男女共同参画の理解を進める周知・啓発を推進する。	人権政策課、すてっぷ
1512	男女共同参画の理解を深めるために、豊中市男女共同参画推進条例、男女共同参画週間、男女雇用機会均等月間等の周知を図る。	人権政策課、すてっぷ
1513	報道機関に男女共同参画の推進に関わる情報提供をする。	広報戦略課
1514	各種啓発事業に男女共同参画の視点を盛り込むよう配慮を促す。	人権政策課、すてっぷ

2) 男性に対する男女共同参画の推進【重点的に取り組む施策★3】

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1521	男性に届きやすい媒体・機会を活用した情報提供や、男性が参加しやすい講座・イベント等を通じて、男性への理解促進を図る。	すてっぷ、母子保健課、人権平和センター、公民館
1522	相談支援を通じて男性が抱える悩みの解決を図るとともに、性別役割分担意識の解消や男性の気づき、意識改革を図るため、男性が気軽に相談できる窓口や機会づくりを進める。	すてっぷ、人権平和センター

3) 市の職員や教職員に対する男女共同参画を推進するための研修の充実【重点的に取り組む施策★4】

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1531	男女共同参画の意識を高めるため、市職員、教職員研修を充実するとともに、民間の保育施設などへも働きかける。	人権政策課、人事課、こども事業課、学校教育課、教育センター
1532	職場における男女共同参画に関する人権研修を充実する。	人権政策課、人事課、学校教育課

4) 地域団体等に対する男女共同参画に関わる研修の充実

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1541	地域の団体・グループ等に対し、男女共同参画に関わる研修の機会の提供や情報提供を進める。	人権政策課、すてっぷ、人権平和センター、学び育ち支援課、公民館

5) 男女共同参画を阻害する社会制度、慣行の見直し

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1551	男女に中立的でない国および大阪府の制度について把握し、その見直しを国および大阪府へ働きかける。	人権政策課
1552	男女平等や男女共同参画に関わる各種法律について理解し、制度等の活用が可能となるよう学習機会を提供する。	すてっぷ
1553	男女共同参画の視点に立って、市役所や教育の場における男女共同参画を阻害する慣行がないか、常に見直しを進める。	人権政策課、学校教育課
1554	男女共同参画の視点に立って家庭や地域、職場等の男女共同参画を阻害する慣行を見直すための情報提供を進める。	人権政策課、すてっぷ

6 男女共同参画に関わる情報の収集と発信・提供

市民一人ひとりの男女共同参画の意識形成に向けて、男女共同参画に関わるさまざまな情報を収集し、適切かつ効果的な機会、媒体を活用して市民に発信、提供していきます。

また、男女共同参画の実現に向けた取組みを推進するにあたっては、市の状況や課題を適切に把握するために、統計調査の利活用を促進します。

1) 男女共同参画に関わる情報の収集・加工・提供・発信の推進

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1611	男女共同参画に関わる図書、資料等の収集、閲覧、貸し出しを行う。	すてっぷ、読書振興課
1612	男女共同参画に関わる展示や情報相談等による情報の加工・提供・発信を進める。	すてっぷ、読書振興課
1613	男女共同参画に関わる情報の収集・加工・提供・発信のため、他の自治体の男女共同参画センターや各種機関と連携、協力を図る。	すてっぷ

2) 男女別統計による統計調査の充実

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1621	男女別統計の必要性の啓発を進め、男女別統計を作成するとともに、男女共同参画の視点を盛り込んだ施策立案の基礎資料として活用する。	人権政策課、すてっぷ

推進のための指標

成果指標

指標項目	策定時（令和3年度）	目標値（令和8年度）
人権が尊重されているまちだと思ふ人の割合	女性：39.5% ^{※1} 男性：40.6% ^{※1} （令和元年度）	60%以上 （令和7年度）
「男性は仕事、女性は家事・育児」という考え方に同感しない（固定的な性別役割分担意識について『反対派』）の割合 ★3	女性：57.7% ^{※2} 男性：42.8% ^{※2} （令和2年度）	80%以上 （令和7年度）
性的少数者について「言葉も意味も両方知っている」人の割合	女性：58.5% ^{※2} 男性：51.3% ^{※2} （令和2年度）	80%以上 （令和7年度）
すてっぷの認知度	全体：35.2% ^{※2} （女性：39.1%） （男性：29.0%） （令和2年度）	50%以上 （令和13年度） 45%以上 （令和8年度）
市の男性職員の育児休業取得率 ★4	13.9%（令和2年度）	30%（令和6年度）
市の男性職員の配偶者の出産に伴う休暇取得率 ★4	92.4%（令和2年度）	95%以上（令和6年度）

※1 豊中市「豊中市市民意識調査」（令和元年度（2019年度））

※2 豊中市「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート」（令和2年度（2020年度））

活動指標

指標項目	策定時（令和3年度）	目標値（令和8年度）
男女共同参画を推進する学習講座の参加者数、定員に対する参加率 ★1	1,459人、87% （令和2年度） ※コロナ禍により一時的に参加者数が減少している。	4,500人/年、95% ※コロナ感染拡大以前の参加者数を考慮して設定
男女共同参画を推進する学習への男性の参加者数	168人 （令和2年度） ※コロナ禍により一時的に参加者数が減少している。	900人/年
すてっぷ情報ライブラリーの年間貸出件数	21,342件 （令和2年度）	25,800件
市立小中学校（小学4年・中学1年）における、ジェンダー平等教育啓発教材を使用している学校の割合 ★2	81.3% （令和2年度）	100%
両親教室参加組数	36組（令和2年度） ※コロナ禍により開催方法を変更し一時的に参加者数が減少している	720組 ※コロナ感染拡大以前の参加者数を考慮して設定

成果（アウトカム）指標：

目的に照らして、どのような成果（アウトカム）が得られたかを表す評価指標。

活動（アウトプット）指標：

資源を投入し、実施した事業の量（アウトプット）を表す評価指標。

基本目標2 あらゆる分野での女性の活躍を推進する

本市では、基本目標2を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に基づく市町村推進計画(女性活躍推進計画)として位置づけています。

男女共同参画社会を実現していくためには、女性の活躍を迅速かつ積極的に推進し、性別に関わりなく、あらゆる分野の活動に参画しやすい環境を整備すること、そして、男女が共に充実した職業生活、その他社会生活、家庭生活を送ることができることが重要となります。また、それらは来るべき「人口減少社会」「人生100年時代」を明るい未来に変えていくことにつながります。

本市では、市政等に関わる政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ってきましたが、審議会等での女性委員の割合は30%前後で推移しています【図2-1】。一方で、市の課長級以上の職員に占める女性職員の割合は増加傾向にあります【図2-2】。

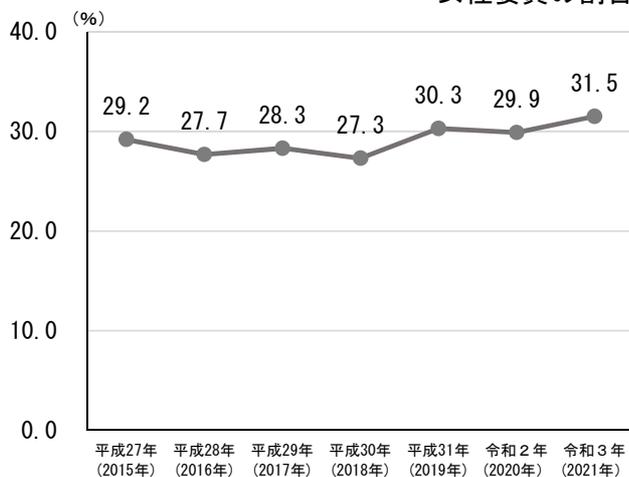
なお、本市の各分野での男女平等感をみると、「政治の場で」「職場で」は、男女とも男性が優遇されていると考える人が多く、「地域活動・社会活動の場で」は、平等と考える人は男性が女性を上回っています【図2-3】。

また、本市の女性の労働力率は依然としてM字カーブを描き、全体的に大阪府および国より低い状態にある一方で【図2-4】、現在就労していない就学前児童の母親の8割以上、小学生の母親の7割程度は何らかの就労希望を持っており、女性の就労・就労継続が課題となっています【図2-5】。

さらに、市民の生活の希望(理想)と現実のギャップをみると、女性では希望する以上に「仕事」または「家庭生活」を、男性では「仕事」を優先せざるを得ない人が多くなっており【図2-6、表2-7】、男女ともワーク・ライフ・バランスを実現したくても、できていない状況にある人が多くなっています。

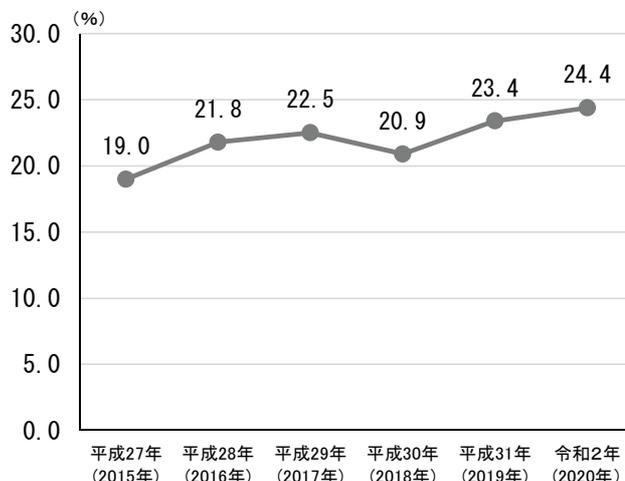
このような状況をふまえ、さまざまな分野での女性の参画を一層拡大し、多様な働き方への支援やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みなどを通じて、あらゆる分野での女性の活躍と持続可能で多様性に富んだ社会をめざします。

【図2-1：豊中市の審議会等での女性委員の割合】



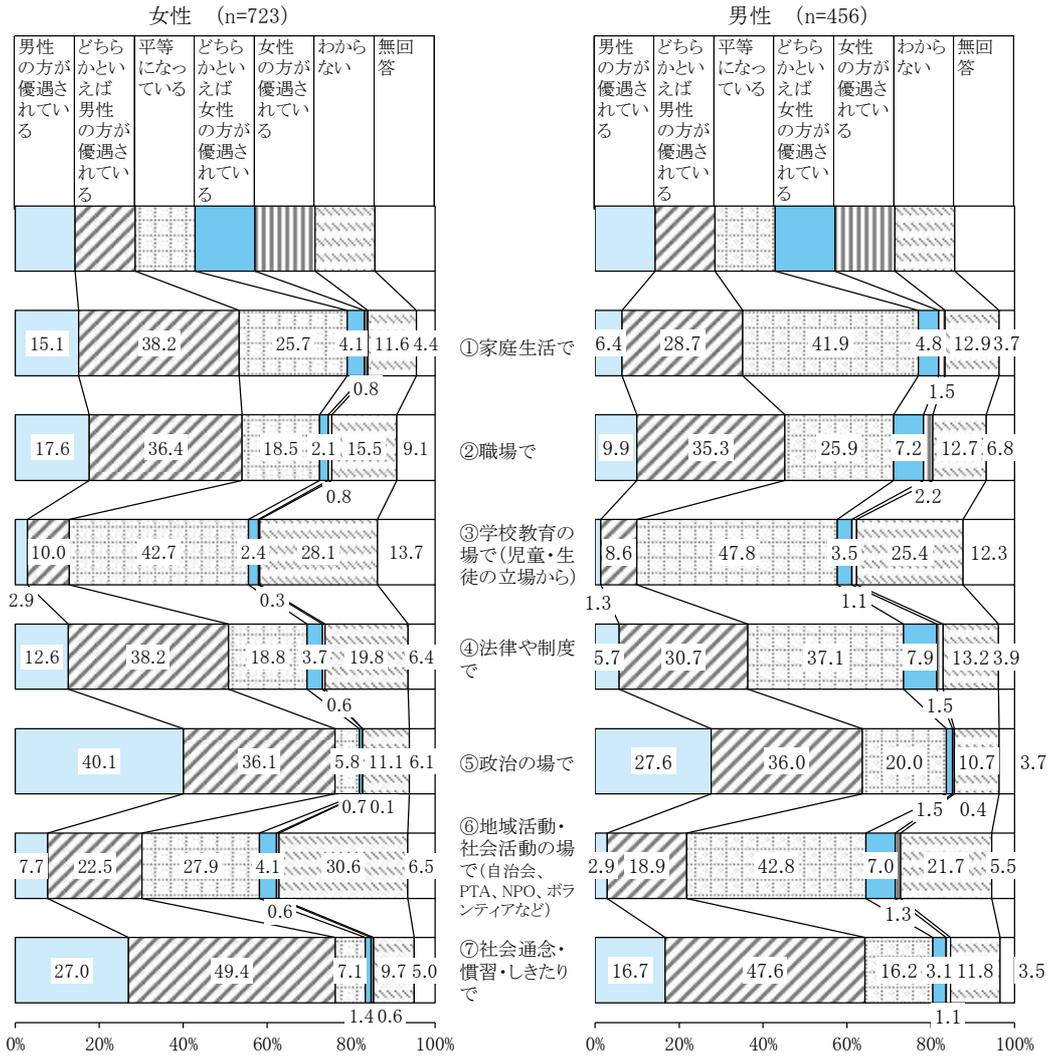
資料：豊中市「令和2年度(2020年度)第2次豊中市男女共同参画計画改定版 第2次豊中市DV対策基本計画年次報告書」(基準日：4月1日)

【図2-2：豊中市での課長級以上に占める女性職員の割合】



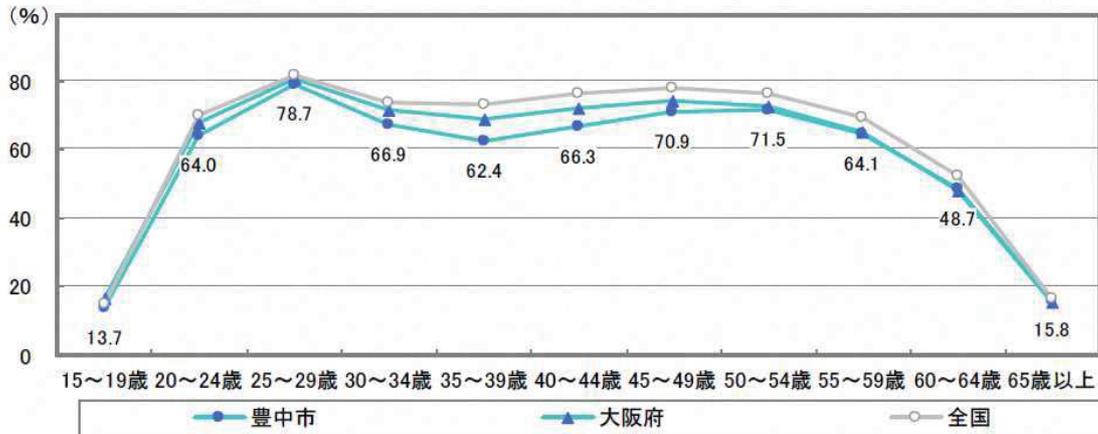
資料：豊中市「豊中市特定事業主行動計画実施状況の公表について」(令和2年(2020年)4月1日現在)

【図 2-3 : 各分野での男女平等感】



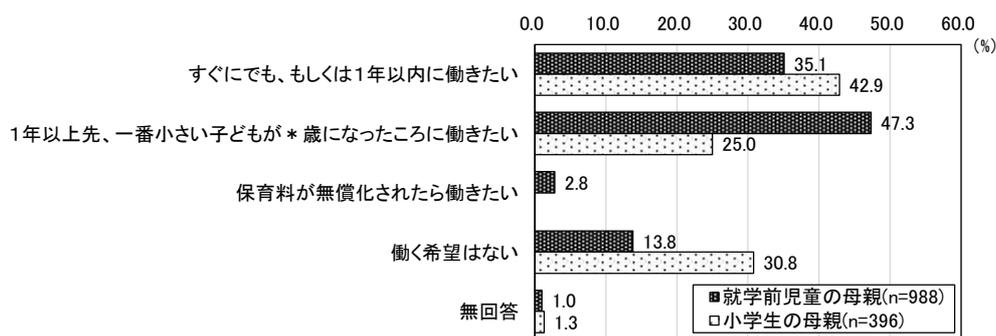
資料：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート結果報告書」(令和3年(2021年))

【図 2-4 : 年齢階級別にみた女性の労働力率 (平成 27 年 (2015 年)) (豊中市・大阪府・全国)】



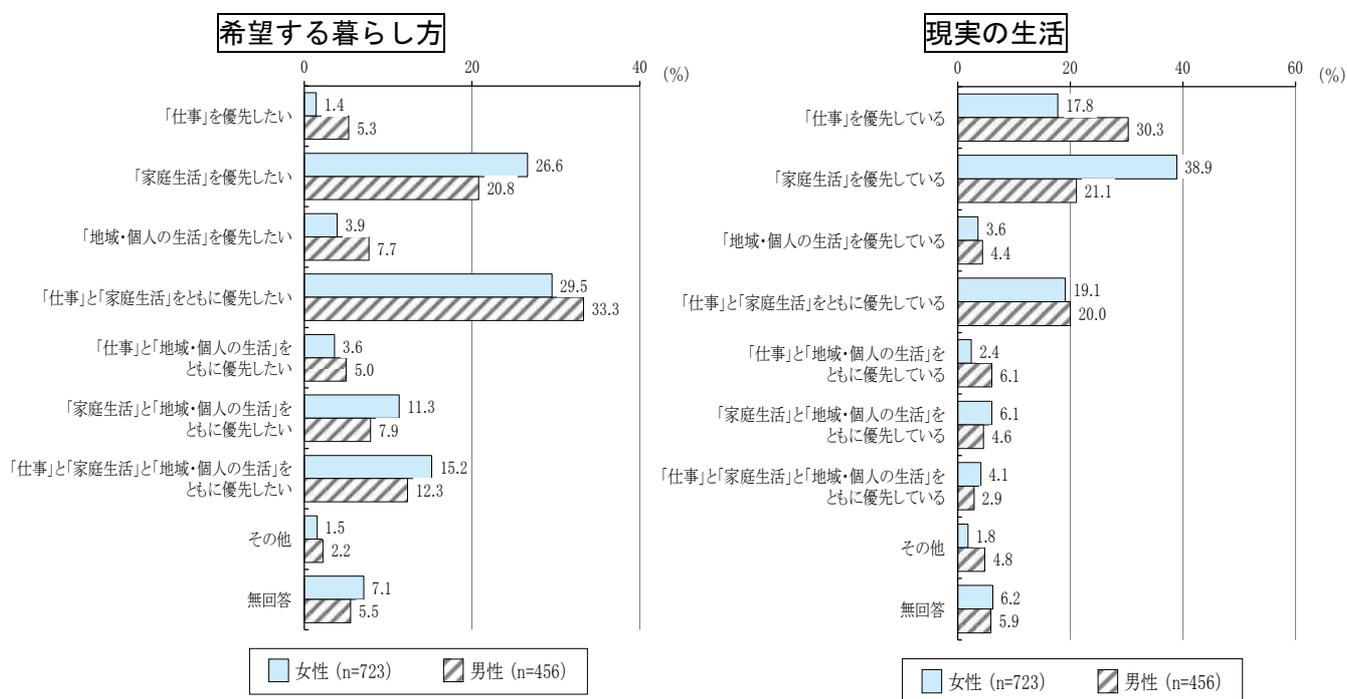
資料：第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画 ※国勢調査

【図 2-5：現在就労していない母親の就労希望（豊中市）】



資料：豊中市「子育て・子育て支援に関するニーズ等調査」（平成30年度（2018年度））

【図 2-6：希望する暮らし方と現実の生活の状況】



資料：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート結果報告書」（令和3年（2021年））

【表 2-7：生活の希望（理想）と現実（希望—現実のスコア差）】

	「仕事」を優先している	「家庭生活」を優先している	「地域・個人の生活」を優先している	「仕事」と「家庭生活」を優先している	「仕事」と「地域・個人の生活」を優先している	「家庭生活」と「地域・個人の生活」を優先している	「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」を優先している
全体	-19.6	-8.2	+1.4	+11.6	+0.3	+4.9	+10.5
性別	女性	-16.4	-12.3	+0.3	+10.4	+1.2	+5.2
	男性	-25.0	-0.3	+3.3	+13.3	-1.1	+9.4

資料：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート結果報告書」（令和3年（2021年））

1 政策・方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大

あらゆる分野での政策・方針の立案・決定過程への女性の参画拡大に向けて、市が率先して市政等に関わる女性の参画拡大に積極的に取り組みます。

また、事業所・企業や地域団体などとの連携、働きかけなどを通じて、働く場や地域活動などのさまざまな分野において、方針の立案・決定過程への女性の参画拡大に取り組み、女性の活躍の機会の拡大につなげます。

1) 市政等に関わる政策・方針の立案・決定過程への女性の参画拡大【重点的に取り組む施策★5】

コード	主な取り組み	主な所管・実施課
2111	「審議会等委員の選任に関する指針」の規定にしたがい、事前協議制度の活用などを通じて審議会等への女性委員の登用を図る。	人権政策課、行政総務課
2112	「審議会等委員の選任に関する指針」の規定にしたがい、審議会等委員の市民公募を行い、女性の登用を促進する。	人権政策課、行政総務課
2113	意見公募手続等の仕組み・機会等を活用し、各種条例、計画、方針決定過程への市民参画を進め、市民意見の把握と反映を行う。	広報戦略課
2114	「女性活躍推進法」による特定事業主行動計画に基づき、能力や資質に応じ、管理監督職への女性職員、女性教職員の登用を進める。	人事課、教職員課、クリーンランド総務課
2115	「女性活躍推進法」による特定事業主行動計画に基づき、採用時の職種による性別の偏りをなくすため、女性受験者の増加を促し、女性職員、女性教職員の幅広い採用を進める。	人事課、教職員課
2116	各種会議やプロジェクトへの女性職員、女性教職員の参画を進める。	人権政策課、教職員課
2117	女性活躍推進法に基づき、性別に偏った職域拡大、職務分担とならないよう、女性職員、女性教職員の能力や資質に応じた配置を進める。	人事課、教職員課、クリーンランド総務課
2118	研修等の充実や受講機会の拡大に取り組み、女性職員の能力開発とキャリアアップを支援する。	人事課、教職員課、クリーンランド総務課
2119 (3141)	女性が市政に関心を持ち、積極的にかかわれるよう、女性の人材育成のための学習機会を提供する。	すてっぷ

2) 事業所における方針の立案・決定過程への女性の参画拡大【重点的に取り組む施策★6】

コード	主な取組み	主な所管・実施課
2121	「女性活躍推進法」の趣旨などをふまえ、事業所における、経営・運営等の方針決定過程への女性の参画拡大について、事業者への働きかけや情報提供、啓発を進める。	人権政策課、産業振興課
2122	市関連の委託事業者等への女性の参画拡大の働きかけや啓発を進める。	人権政策課、創造改革課、契約検査課
2123	事業所等に向けて、「女性活躍推進法」による一般事業主行動計画の策定を働きかける。	人権政策課、産業振興課
2124 (3115)	性別にかかわらず、組織等の中で意思決定過程への参画を可能とするマネジメント能力等を養うための学習機会を提供する。	すてっぷ

3) 地域・団体等における女性の参画拡大

コード	主な取組み	主な所管・実施課
2131	地域で活動する団体やグループの運営方針決定への女性の参画・リーダー育成について働きかけや周知啓発を進める。	人権政策課、すてっぷ、コミュニティ政策課、地域共生課、人権平和センター、公民館

4) 女性の参画拡大等に関わる情報提供の推進

コード	主な取組み	主な所管・実施課
2141	女性の参画拡大等に関わる図書や資料等の収集・提供を充実する。	すてっぷ、読書振興課
2142 (1422)	男女共同参画を進めるための教材・情報等を教育現場へ提供する。(再掲)	人権政策課、すてっぷ、学校教育課

2 多様な働き方への支援

働く場における男女の均等な機会と待遇の確保や女性の就業生活における活躍に向けた取り組みや、職場におけるハラスメントの防止、関連する法制度等に関する啓発および情報・学習機会の提供など、働き続けやすい雇用環境の整備を促進します。

また、就職や再就職、起業、キャリアアップなど、女性の多様な生き方・働き方へのニーズに寄り添い、就労に向けたスキルアップから就労支援、継続への支援などに取り組みます。

1) 働き続けやすい雇用環境づくりに向けた啓発、情報提供【重点的に取り組む施策★7】

コード	主な取り組み	主な所管・実施課
2211	市民・労働者や事業所等に向けて、「男女雇用機会均等法」等雇用や職場での男女平等の推進に向けた学習および啓発、具体的かつ効果的な情報提供を進める。	すてっぷ、産業振興課
2212	市民・労働者や事業所等に向けて、働く場でのセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等各種ハラスメントの防止に向けた学習および啓発、具体的かつ効果的な情報提供を進める。	すてっぷ、産業振興課
2213	市民・労働者に向けて、パートタイム労働や派遣労働に関わる制度の周知を図り、労働条件や雇用の安定等についての啓発を進める。	すてっぷ、くらし支援課
2214	市民・労働者や事業所等に向けて、母性保護への理解や健康管理、働く場でのメンタルヘルスなどに関する啓発や予防対策を進める。	すてっぷ、くらし支援課、保健予防課、母子保健課
2215	事業所等において女性が能力を発揮するための積極的取り組みである「ポジティブ・アクション」を進めるための啓発を行う。	人権政策課、すてっぷ、くらし支援課
2216 (2312)	在宅ワーク、テレワークの導入など「新しい生活様式」などをふまえた多様な働き方について、事業所等への情報提供を行う。	すてっぷ、産業振興課、くらし支援課

2) 女性の就労支援【重点的に取り組む施策★8】

コード	主な取り組み	主な所管・実施課
2221 (3121)	女性の職業能力を高めるため、技術習得や資格取得につながる講座等の学習機会を提供する。	すてっぷ、国際交流センター、くらし支援課、福祉事務所、子育て給付課
2222 (3122)	女性のための職業意識や職業観の形成、再就職、キャリアアップ等継続就業を支援する学習機会を提供する。	すてっぷ、くらし支援課、子育て給付課
2223 (3123)	起業を志す女性のための学習機会や情報、場を提供する。	すてっぷ、産業振興課、国際交流センター

コード	主な取組み	主な所管・実施課
2224 (3124)	女性の就労支援のための相談対応を進める。	すてっぷ、くらし支援課
2225 (3125)	多様な事情に応じて働く場や仕事が確保できるよう、求人情報の収集と求職者への紹介を行う。	くらし支援課
2226 (3126)	女性の就労支援に向けて、労働についての情報や学習機会を提供する。	すてっぷ、くらし支援課、子育て給付課

3 ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、事業所・企業との連携、働きかけなどを通じ、経済情勢や「新しい生活様式」をふまえた多様で柔軟な働き方への見直しとともに、関連する法制度の定着・活用を促進します。

また、ライフスタイルに応じた多様な保育サービスや子育て支援、介護サービス等の充実を図るとともに、男性の家事・育児・介護等への参画を積極的に促進します。

さらに、市が市民や事業所のモデルケースとなるよう、市職員等が率先してワーク・ライフ・バランスの実現に取り組みます。

1) 事業所による働き方改革の推進への支援【重点的に取り組む施策★9】

コード	主な取組み	主な所管・実施課
2311	男性中心型労働慣行、長時間労働を改善していくため、事業所へのワーク・ライフ・バランスの啓発とともに、事業所が取り組みやすくなるよう、事例などの具体的かつ効果的な情報提供、働きかけ、啓発を進める。	人権政策課、産業振興課、くらし支援課、こども政策課
2312 (2216)	在宅ワーク、テレワークの導入など「新しい生活様式」などをふまえた多様な働き方について、事業所等への情報提供を行う。(再掲)	すてっぷ、産業振興課、くらし支援課
2313	仕事と生活の両立に向け職場の環境整備を図るため、事業者等に「次世代育成支援対策推進法」や「女性活躍推進法」の趣旨、育児・介護休業制度等の活用についての具体的かつ効果的な情報提供、働きかけ、啓発を進める。	人権政策課、契約検査課、産業振興課、くらし支援課、母子保健課、こども政策課
2314	労働者に対して、仕事と子育て・介護・看護の両立のための法律や具体的制度、技術等の情報提供を進める。	すてっぷ

2) 仕事と家庭生活等の両立を支える子育てサービスの拡充

コード	主な取組み	主な所管・実施課
2321	仕事と家庭生活等の両立を支えるための保育サービスの充実を図る。	こども政策課
2322	仕事と家庭生活等の両立のための保育サービスの充実の一環として、待機児童ゼロ維持をめざし、施設整備や多様な施策に取り組む。	こども政策課
2323	仕事と家庭生活等の両立を支えるための一時保育、延長保育、休日保育、病児保育など多様な保育サービスを提供する。	こども事業課
2324	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）を実施し、地域での子育て支援ネットワークを充実する。	こども政策課
2325	放課後の子どもの居場所づくり事業を推進する。	学び育ち支援課
2326	育児の孤立感や不安、子育ての悩みに、男女共同参画の視点を加味し、子どものライフステージごとに支援が途切れないように、また、子どもと家庭それぞれに対して相談支援を行う。	すてっぷ、人権平和センター、母子保健課、子育て支援センターほっぺ、児童発達支援センター、こども事業課、児童生徒課
2327	子育ての交流事業を充実し、子育てグループのネットワークを形成し、地域における子育て支援の充実を図る。	母子保健課、子育て支援センターほっぺ、こども事業課
2328	子育てに関わる学習機会の提供や情報提供を進める。	人権平和センター、母子保健課、子育て支援センターほっぺ、こども事業課、学び育ち支援課、公民館、読書振興課
2329 (3211)	ひとり親家庭の母子・父子が充実した生活を送ることができるよう住宅、就労、医療給付など、さまざまな支援を通してセーフティネットの充実を図る。	すてっぷ、くらし支援課、子育て給付課、住宅課
23210	市が主催する講座、イベント等に子育て期の男女が容易に参加できるよう一時保育の場を確保する。	人権政策課

3) 仕事と家庭生活等の両立を支える介護サービスの推進

コード	主な取組み	主な所管・実施課
2331	介護保険サービスの充実と利用促進のための周知を図る。	長寿社会政策課
2332	介護離職を防ぐため、支援ニーズに対応できるよう、家族介護者への支援の充実を図る。	長寿安心課

コード	主な取組み	主な所管・実施課
2333	高齢者とその家族が課題を抱えながらも自宅で安心して暮らしていくことができるよう、地域全体で支援するためのネットワークづくりを図る。	長寿安心課

4) 男性の家事・育児・介護等や地域活動への参画の促進

コード	主な取組み	主な所管・実施課
2341	男性が家事・子育て・介護・看護に参画することの重要性を広めるため、男性への子育て・介護・看護に関わる情報提供、啓発を推進する。	すてっぷ
2342	子育てに関わる行事・イベント等の情報提供、啓発を推進することで男性の育児への参画を促進する。	すてっぷ、母子保健課、こども政策課、子育て支援センターほっぺ、児童発達支援センター、こども事業課、学び育ち支援課、学校教育課
2343	子育てや介護等に参画する男性等によるグループづくりや運営支援を通じて活動の活性化を図る。	すてっぷ、長寿安心課
2344	男性の自立した生活を促すための情報提供、学習機会の提供を推進する。	くらし支援課、公民館
2345	地域活動への男性の参画を促すための啓発、情報提供を推進するとともに、実践につなげる機会・仕組みの充実を図る。	すてっぷ、読書振興課

5) 市役所における男女共同参画の推進

コード	主な取組み	主な所管・実施課
2351	「次世代育成支援対策推進法」や「女性活躍推進法」による特定事業主行動計画に基づき、仕事と家庭生活が調和できるよう、育児・介護休業の取得しやすい、また職場復帰しやすい職場の環境を整備する。	職員課、教職員課、クリーンランド総務課
2352	「働きやすい職場づくり」を進めるため、旧姓使用の選択を可能とする制度の運用を図る。	人事課
2353	変則勤務の多い医療従事者の確保と離職防止のため、院内保育所の運営や保育時間の延長を行う。	市立豊中病院総務課
2354	「女性活躍推進法」による特定事業主行動計画に基づき、職員のワーク・ライフ・バランスを実現するため、職員意識の向上とともに、働き方を見直す取組みを進める。	人事課、職員課、教職員課、クリーンランド総務課
2355	男性職員、男性教職員に対する育児・介護休業制度に関する啓発とともに、各種制度の利用に向けた支援に取り組む。	職員課、教職員課、クリーンランド総務課

推進のための指標

成果指標

指標項目		策定時（令和3年度）	目標値（令和8年度）
待機児童数 ★7		0人	ゼロの維持
審議会等の女性委員の割合 ★5		31.5%	40%以上 60%以下
女性委員のいない審議会等の数 ★5		0会議	ゼロの維持
豊中市議会議員の候補者に占める女性の割合 ★5		20.0%(令和2年度)	35%
市の各役職階級者に占める女性の割合	①課長級以上	24.4%(令和2年度)	30%(令和7年度)
	②課長補佐級	32.4%(令和2年度)	38%(令和7年度)
	③係長級	46.8%(令和2年度)	50%以上(令和7年度)
市の学校の教頭以上に占める女性の割合	①校長	32.7%	40%(令和7年度)
	②教頭	40.6%	40%以上を維持(令和7年度)
市の男性職員の育児休業取得率（再掲） ★4		13.9%(令和2年度)	30%(令和6年度)
市の男性職員の配偶者の出産に伴う休暇取得率（再掲） ★4		92.4%(令和2年度)	95%以上(令和6年度)
自治会やNPOなどの地域活動・社会活動の場で、男女が平等になっていると思う人の割合		女性：27.9% ^{※1} 男性：42.8% ^{※1} (令和2年度)	50%以上(令和7年度) 男女間の意識の乖離を縮小する
平日・休日に家事・育児・介護等をほとんどしない男性の割合（平日・休日の家事、育児、介護等に要する時間を「ほとんどない」と回答した男性の割合）		平日：33.9% ^{※1} 休日：31.1% ^{※1} (令和2年度)	平日・休日とも 15%以下 (令和7年度)
「仕事」と「家庭生活」をともに優先したいと回答した人の「希望－現実」のスコア差 ★9		女性：+10.4 ^{※1} 男性：+13.3 ^{※1} (令和2年度)	希望と実現の差を縮める（スコア差を0に近づける） (令和7年度)
家庭における「仕事」と「仕事以外の生活」のバランスがとれていると感じる保護者の割合（「感じる」「まあまあ感じる」の合計） ★9		就学前 45.9% ^{※2} 小学生 53.3% ^{※2} (平成30年度)	就学前 50.0% 小学生 60.0% (令和5年度)
ワーク・ライフ・バランスに関する取組みを実施している市内事業所の割合 ★6		69.9% ^{※1} (令和2年度)	75% (令和7年度)

※1 豊中市「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート」(令和2年度(2020年度))

※2 豊中市「子育て・子育て支援に関するニーズ等調査」(平成30年度(2018年度))

活動指標

指標項目	策定時（令和3年度）	目標値（令和8年度）
両親教室参加組数（再掲）	36組（令和2年度） ※コロナ禍により開催方法を変更し 一時的に参加者数が減少している	720組 ※コロナ感染拡大以前の 参加者数を考慮して設定

参考項目

指標項目	現状値
労働力率（15歳以上の就業者と完全失業者 /15歳以上人口・豊中市） （国勢調査）	女性 47.1% 男性 70.6% ＜うち、15～64歳の労働力率＞ 女性 61.9% 男性 84.4% （平成27年度調査）
就業形態別の男女割合（15歳以上の就業者で、 役員や自営業、家族従事者、家庭内職者を除く・豊中市） （国勢調査）	正規の職員・従業員 女性 42.5% 男性 80.9% 労働者派遣事業所の派遣社員 女性 5.2% 男性 2.2% パート・アルバイト・その他 女性 52.3% 男性 16.8%
就業者に占める女性割合（豊中市） （国勢調査）	43.8%（平成27年度調査）
35～39歳の女性の労働力率（豊中市） （国勢調査）	62.4%（平成27年度調査）

基本目標 3 すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備する

男女共同参画社会を実現していくためには、性別はもとより、一人ひとりが自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮でき、困難な状況に置かれた場合も包括的な支援が受けられる環境・体制が必要となります。

本市では、女性の非正規職員・従業員の割合は大阪府および全国と比べて高い状態にあります【図 3-1】。また、18歳未満の子どもがいる母子家庭世帯は増加傾向にあります【図 3-2】。

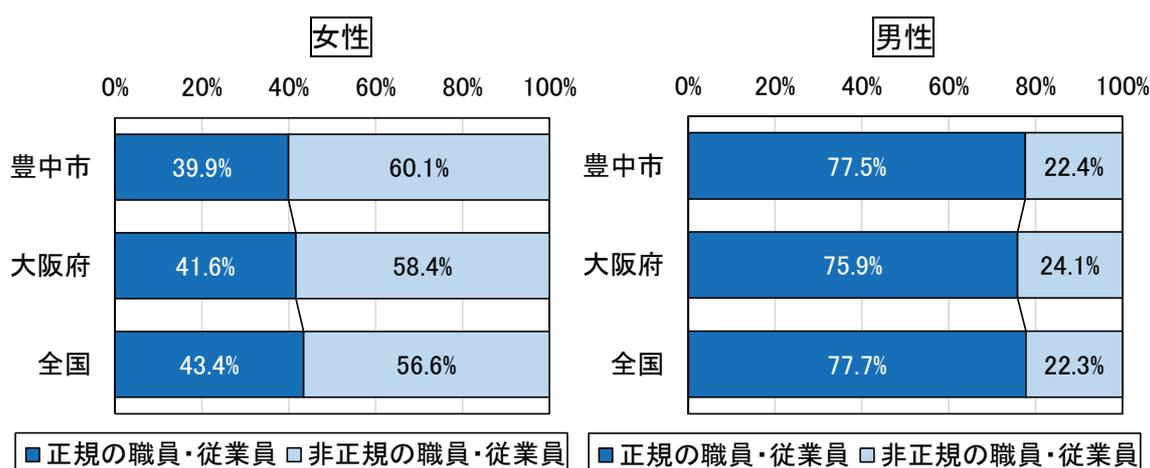
このようななかで、社会経済情勢の変化とともに、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、生活することに困難を抱える人が増加しています。特に、ひとり親世帯や高齢者、障害者、外国人等は厳しい状況に置かれることが多く、さらに女性であることでより困難な状況に置かれる場合があることから、それぞれ実情に応じたきめ細やかな支援、分野等を超えた包括的な支援が必要となっています。

加えて、近年では大規模災害が多発しており、非常時において、女性に負担が集中したり、困難が深刻化しないような配慮が求められています【図 3-3】。

このような状況をふまえ、すべての人が自己決定して生き方を選択して生活できるよう、その人が本来持つ力を引き出し、高めること（エンパワーメント）への支援に取り組みます。また、困難を抱える人々への切れ目のない支援、「人生100年時代」を見据えた生涯を通じた健康支援などに取り組むとともに、男女共同参画の視点に立った防災・災害対応などに取り組み、すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備していきます。

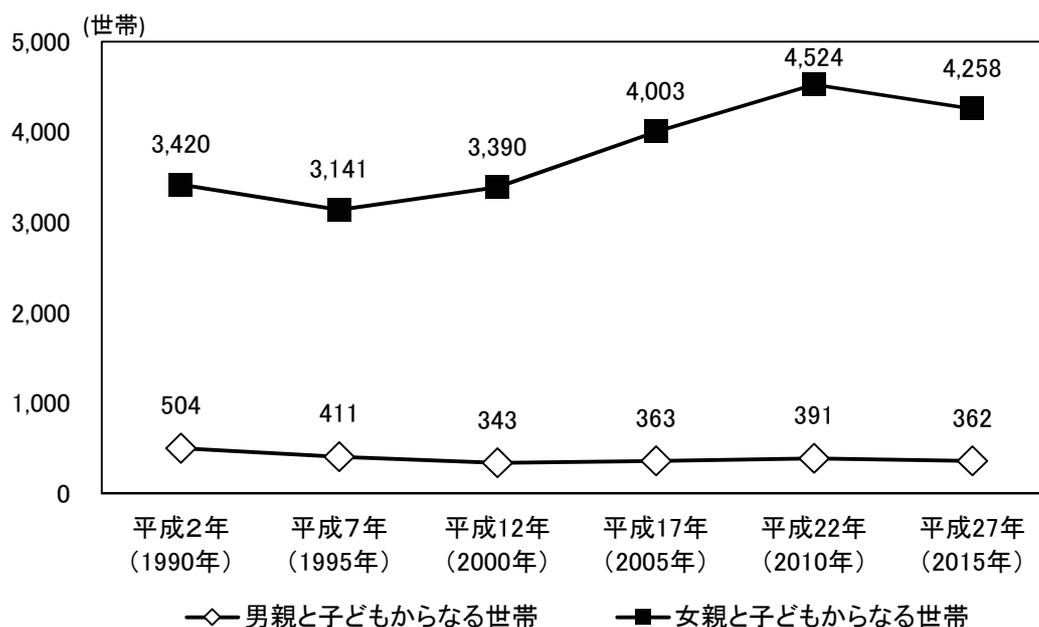
【図 3-1：雇用者（役員除く）における正規・非正規雇用の状況（平成 29 年（2017 年））

（豊中市・大阪府・全国）】



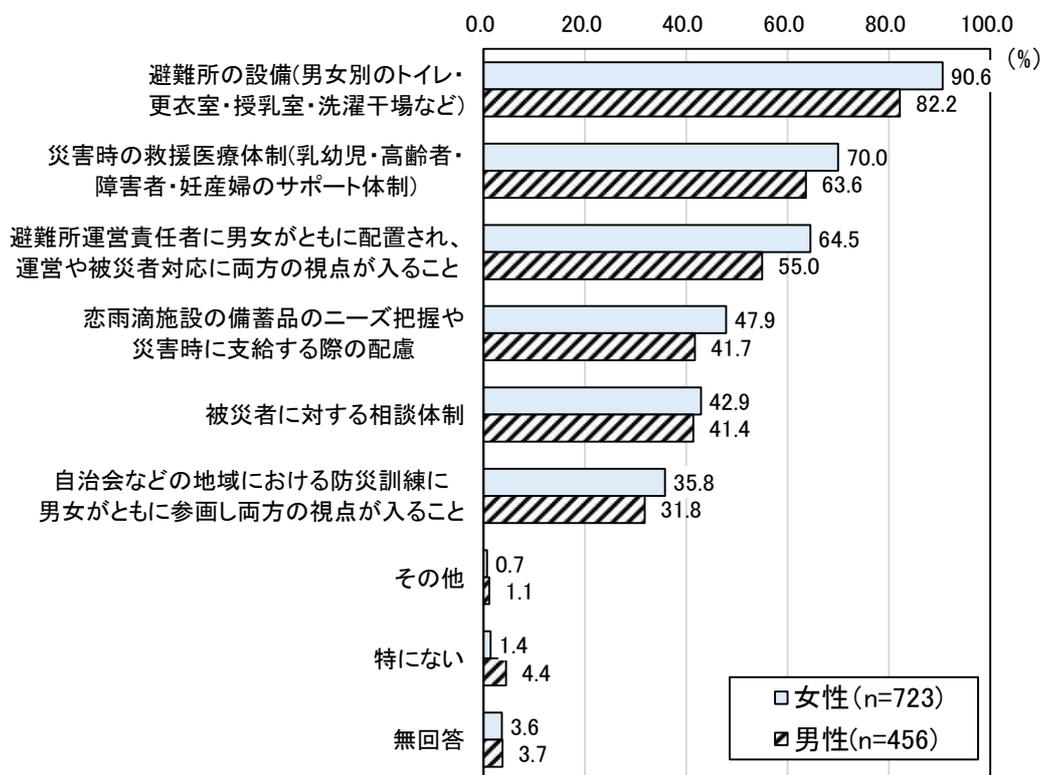
資料：総務省「平成 29 年就業構造基本調査」

【図 3-2：18 歳未満の子どもがいる母子家庭世帯と父子家庭世帯の推移（豊中市）】



資料：国勢調査

【図 3-3：防災対策において性別に配慮した対応が必要だと思うこと（豊中市）】



資料：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート結果報告書」（令和3年（2021年））

1 エンパワーメントへの支援

性別、年齢、国籍、人種、障害の有無等にかかわらず、すべての人が自己決定して生き方を選択して生活できるよう、それぞれの状況や抱える課題、目標に応じて、自立への力を育むためのエンパワーメントの機会を確保します。

1) 子ども・若者の生きる力を育むための支援

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3111	「豊中市子ども健やか育み条例」および子どもの人権についての周知・啓発を通じ、子どもの人権意識を育みつつ、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることを伝える。	こども政策課、 こども事業課、児童生徒課、 国際交流センター
3112	学校園において、子どもの非認知能力を育むとともに、保育、教育、福祉、保健等の関連する分野が中長期的な視点で連携しながら子どもの生きる力を育む。	こども事業課、学校教育課
3113	さまざまな主体が子ども・若者のために同じ方向性をもって子どもの居場所づくりに包括的に取り組むことで、さまざまな課題を抱えた子どもの育ちを支える。	人権平和センター、 国際交流センター、 こども政策課、 青年の家いぶき
3114 (1425)	性別にとらわれず自由に進路や職業を選択し、社会人として自立できる力をつけるため、職業観の教育や進路指導などのキャリア教育を実施する。(再掲)	学校教育課
3115 (2124)	性別にかかわらず、組織等の中で意思決定過程への参画を可能とするマネジメント能力等を養うための学習機会を提供する。(再掲)	すてっぷ
3116	子ども自身が身を守るために必要な情報の提供および教育を充実する。	くらし支援課、健康政策課
3117	自分らしい生き方を選択できるよう、将来の生き方について考える機会を提供する。	こども政策課
3118 (3215)	困難や生きづらさなどを有する若者が社会で生きる力を育むため、それぞれの状況に応じた段階的な支援に取り組む。	くらし支援課、 青年の家いぶき、 国際交流センター、 人権平和センター

2) 女性の就労支援【重点的に取り組む施策★8】

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3121 (2221)	女性の職業能力を高めるため、技術習得や資格取得につながる講座等の学習機会を提供する。(再掲)	すてっぷ、国際交流センター、 くらし支援課、福祉事務所、 子育て給付課
3122 (2222)	女性のための職業意識や職業観の形成、再就職、キャリアアップ等継続就業を支援する学習機会を提供する。(再掲)	すてっぷ、くらし支援課、 子育て給付課

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3123 (2223)	起業を志す女性のための学習機会や情報、場を提供する。(再掲)	すてっぷ、産業振興課、国際交流センター
3124 (2224)	女性の就労支援のための相談対応を進める。(再掲)	すてっぷ、くらし支援課
3125 (2225)	多様な事情に応じて働く場や仕事が確保できるよう、求人情報の収集と求職者への紹介を行う。(再掲)	くらし支援課
3126 (2226)	女性の就労支援に向けて、労働についての情報や学習機会を提供する。(再掲)	すてっぷ、くらし支援課、子育て給付課

3) 就労に必要な能力の習得支援

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3131 (3214)	年齢、身体的機能、家族構成、就労経験などの理由により就労が実現できず、就職に向けた支援を必要とする人に、相談や各種講座、職業紹介などの支援を行う。	すてっぷ、くらし支援課、福祉事務所、子育て給付課
3132	高齢者の介護予防・自立支援、今後の社会の活力の維持につなげていくため、高齢者の多様な就労を支援する。	くらし支援課、福祉事務所

4) 政策・方針の立案・決定過程参画に向けての人材育成の充実

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3141 (2119)	女性が市政に関心を持ち、積極的にかかわれるよう、女性の人材育成のための学習機会を提供する。(再掲)	すてっぷ

5) エンパワーメントや男女共同参画推進に関するグループ・ネットワークづくり

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3151	互いの力を高め合うため、共通の課題・目標を持つ個人のグループ化を支援する。	すてっぷ、国際交流センター、くらし支援課、こども相談課、青年の家いぶき
3152	男女共同参画社会の実現に貢献する団体・グループ等に対し、情報提供や助成を行い、交流を通じたネットワークの形成を図り、継続的な活動支援を行う。	すてっぷ

6) エンパワメントのための学習機会・情報の提供とデジタル技術の利活用の推進・促進

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3161	エンパワメントに向かうための気づきを促す学習機会・情報の提供を充実させ、各種相談業務との連携を強化する。	すてっぷ
3162	デジタル技術の活用支援や各種講座等を通じて、市民の情報リテラシーの向上やデジタルデバインド（インターネットやパソコン等の情報通信技術の利用機会の格差）の是正・解消に取り組む。	すてっぷ、デジタル戦略課、公民館

2 さまざまな困難を抱える人々への支援

生活上の困難に直面する女性などをはじめ、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティ等の支援が必要な人・生きづらさを抱える人などが地域で安心して暮らすことができるよう、多様な支援や各種制度・サービスの充実、環境の整備に取り組みます。

また、一人ひとりに寄り添った支援に向けて、包括的な支援体制を構築・強化していきます。

1) 生活上の困難を抱える人々への支援【重点的に取り組む施策★10】

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3211 (2329)	ひとり親家庭の母子・父子が充実した生活を送ることができるよう住宅、就労、医療給付など、さまざまな支援を通してセーフティネットの充実を図る。(再掲)	すてっぷ、くらし支援課、子育て給付課、住宅課
3212	貧困状態にある世帯の子どもがおかれる状況をふまえ、多機関・多職種と連携しながら、切れ目のない支援・子どもの貧困対策に取り組む。	こども政策課、子育て給付課、こども相談課、くらし支援課、国際交流センター
3213	生活困窮者の自立に向けて、一人ひとりの生活課題をふまえ、専門機関などとの連携により適切な支援を進める。	くらし支援課
3214 (3131)	年齢、身体的機能、家族構成、就労経験などの理由により就労が実現できず、就職に向けた支援を必要とする人に、相談や各種講座、職業紹介などの支援を行う。(再掲)	すてっぷ、くらし支援課、福祉事務所、子育て給付課
3215 (3118)	困難や生きづらさなどを有する若者が社会で生きる力を育むため、それぞれの状況に応じた段階的な支援に取り組む。(再掲)	くらし支援課、青年の家いぶき、国際交流センター、人権平和センター

2) 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備【重点的に取り組む施策★11】

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3221	高齢者や障害者、外国人等が安心して生活できるよう自立に向けた支援やサービス・制度等の提供を通して、セーフティネットの充実を図る。	人権平和センター、国際交流センター、暮らし支援課、長寿安心課、障害福祉課、地域共生課
3222	在住外国人に対して、ライフステージに応じた多言語による情報提供、相談支援・対応等の充実を図る。	人権政策課、国際交流センター
3223	コミュニケーションや生活をより豊かにしていくため、識字教育の充実を図る。	人権平和センター、国際交流センター、社会教育課、公民館
3224 (1233)	LGBTをはじめとする性的マイノリティが抱える課題の解決に向けて、大阪府のパートナーシップ宣誓証明制度の周知や、当事者や家族などが気軽に相談できる環境づくりを推進する。(再掲)	人権政策課、保健予防課、こども相談課
3225 (3322)	ライフステージに応じたメンタルヘルスに関する取組みを推進する。	保健予防課

3) 人権侵害の相談・救済の充実

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3231	男女共同参画を阻害する要因による人権の侵害に関わる相談対応を行う。	人権政策課、すてっぷ、国際交流センター
3232	相談関連機関の相談員の研修を実施する。	人権政策課
3233	人権侵害に関する相談関連機関の連携を進める。	人権政策課
3234	男女共同参画苦情処理制度によって、人権侵害の救済を進める。	人権政策課

4) 包括的な支援体制の構築・強化

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3241	地域福祉に関する既存の会議体・ネットワークなどの見える化を進めるとともに、地域での支え合いやネットワーク等の充実を図る。	地域共生課、長寿社会政策課、障害福祉課、子育て支援センターほっぺ、暮らし支援課
3242	さまざまな困難を抱える人などを地域で孤立させないよう、身近な地域での理解の促進や見守り活動などによる「気づき」を促進する。	地域共生課、人権政策課、すてっぷ

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3243	当事者等が相談しやすい仕組みの検討・構築、相談に関する重層的なネットワークの構築・強化とともに、複合的な課題への対応に向けて総合相談体制の整備・強化に取り組む。	地域共生課、長寿安心課、障害福祉課、子育て支援センターほっぺ、くらし支援課、福祉事務所

5) 相談員の資質の向上

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3251	性による差別と他の差別を複合的に受けているケースに対応する相談員、職員の資質の向上に向けた研修を進める。	人権政策課、人事課

3 生涯を通じた健康支援

男女が互いの身体について正しく理解するとともに、女性は妊娠や出産の可能性があり、その心身の状況が年代に応じて大きく変化するという特性をふまえ、ライフステージごとの課題に応じた支援に取り組みます。

また、すべての人が生涯いきいきと心身とも健康で豊かに暮らすことができるよう、一人ひとりの自発的な健康づくりを支援します。

1) 女性の健康対策の推進

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3311 (1211)	からだと性に関する正しい情報提供を行い、互いの性を尊重し合うことができるよう啓発を進める。(再掲)	すてっぷ、保健予防課、母子保健課
3312	妊娠、周産期において妊産婦・乳幼児が健康を保持できるよう支援を行う。また、不妊症(男性不妊を含む)や不育症への支援を行う。	母子保健課
3313	子宮頸がん検診、HPV ワクチン、乳がん検診などの受診の周知を行うとともに、女性特有の心身の健康問題などに関する相談支援、正しい知識などの啓発や情報提供を行う。	健康政策課、保健予防課、市立豊中病院総務課、市立豊中病院医事課

2) 一人ひとりの健康づくりの支援

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3321	健康づくりに関する意識啓発や定期的な健康診査の受診勧奨などを通じて、市民の主体的な健康づくりを促進する。	健康政策課
3322 (3225)	ライフステージに応じたメンタルヘルスに関する取組みを推進する。(再掲)	保健予防課

4 防災・災害対応時における男女共同参画の推進

地域防災に関する方針の立案・決定過程への女性の参画拡大を進めるとともに、地域の自主防災組織など防災の現場への女性の参画を促進します。

また、平常時から非常時、復興時までの各段階において、男女共同参画の視点を反映した取組みを進めます。

1) 男女共同参画の視点をとり入れた防災・災害対応の推進

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3411	地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程および防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点をとり入れた防災体制づくりを進める。	人権政策課、危機管理課
3412	地域防災活動などに女性の視点を反映すること、そのために女性の参画が必要であることなどについて、自主防災組織や防災関係者への情報提供・啓発を実施する。	危機管理課
3413	男女共同参画の視点をふまえた地域住民主体による自主防災活動や要配慮者に対する取組みなどを支援する。	危機管理課
3414	災害時の指定避難所の運営にあたっては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いなど男女双方の視点または性的マイノリティに配慮する視点等をふまえた運営を努める。	危機管理課
3415	災害時における女性の悩み・暴力に関する相談サービスを提供する。	すてっぷ

推進のための指標

成果指標

指標項目		策定時（令和3年度）	目標値（令和8年度）
地域就労支援センターで受けた相談のうち、過去1年間で就労に結びついた件数とその割合 ★8, 10		女性：105人・11.6% 男性：89人・8.4% （令和2年度）	男女とも20%
女性に関するがん検診の受診率	①乳がん検診	45.0%※ （平成28年度）	50.0% （令和5年度）
	②子宮がん検診	40.7%※ （平成28年度）	45.0% （令和5年度）

※豊中市健康づくり計画市民アンケート調査（平成28年度（2016年度））

活動指標

指標項目		策定時（令和3年度）	目標値（令和8年度）
すてっぷ相談室における相談件数		2,006件（令和2年度）	現状を表す指標のひとつとしているため、目標値は設定していません。
うちDVに関する相談件数		169件（令和2年度）	
CSW（コミュニティソーシャルワーカー）相談支援件数		1,048件（平成31年）	1,080件（令和12年）
ひとり親家庭への子育て・生活支援（母子父子福祉相談延べ件数）★11		1,398件 （令和2年度） ※コロナ禍により一時的に件数が増加している。	1,348件

基本目標 4 あらゆる暴力を根絶する

本市では基本目標 4 の一部を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」第 2 条の 3 第 3 項に基づく市町村基本計画（DV 対策基本計画）として位置づけています。

配偶者等からの暴力（DV）や性犯罪は、個人の尊厳を傷つける人権侵害であり、決して許されるものではなく、男女共同参画社会の実現をめざすうえで、配偶者等からの暴力（DV）や性犯罪などあらゆる暴力の根絶は克服すべき課題となっています。

本市では毎年多くの DV に関する相談が寄せられていますが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、相談件数はさらに増加しており、主に女性からの相談が中心となっています【表 4-1】。

また、市民の精神的暴力と社会的暴力に関する認識は女性に比べて男性のほうが低い傾向があり、暴力行為に対する認知が十分ではないことがうかがえます【図 4-1】。さらに、DV を受けた経験がある女性の 3 割、男性の 6 割は「相談しようとは思わなかった」と考えており、その理由として「相談するほどのことではないと思ったから」が男女とも 4 割を占めていることから、被害を受けた認識の低さが相談につながらない大きな要因になっていることがわかります【図 4-2、4-3】。

このような状況をふまえ、一人ひとりが暴力に対する認識を持ち、暴力を許さない意識を持つための意識づくり、被害者を迅速に適切な支援へと結びつけるための相談支援体制の充実、関係機関や民間団体等の連携強化などに取り組み、あらゆる暴力の根絶をめざします。

【表 4-1：DV 相談件数】

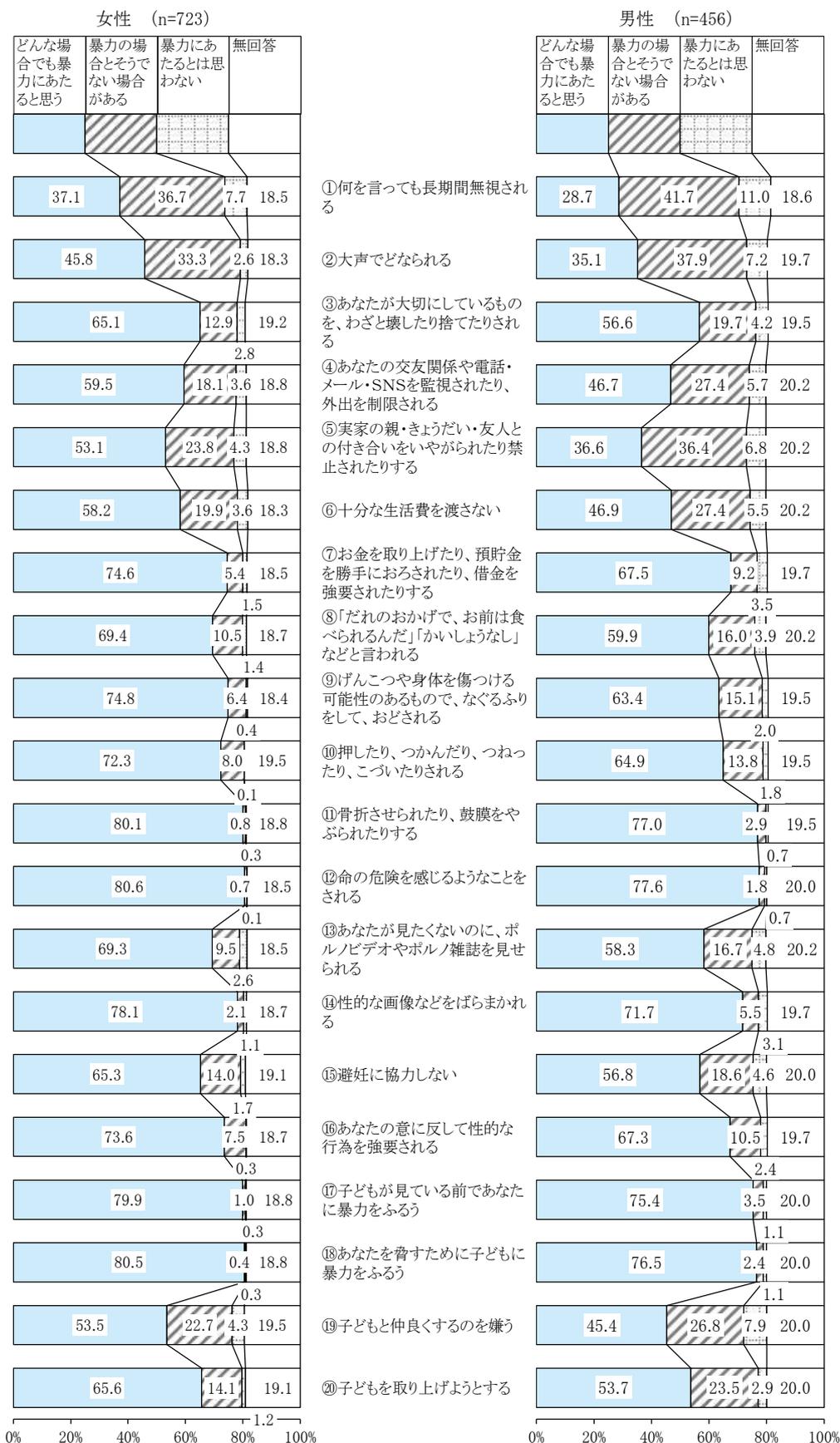
（単位：件）

	人権政策課	配偶者暴力相談 支援センター	すてっぷ相談室	計
平成 29 年度 (2017 年度)	119	246	368	733
平成 30 年度 (2018 年度)	—	533	268	801
令和元年度 (2019 年度)	—	567	259	826
令和 2 年度 (2020 年度)	—	835	169	1,004

※配偶者暴力相談支援センターは平成 29 年（2017 年）10 月設置。以降、人権政策課対応分も配偶者暴力相談支援センターの件数に含まれる。

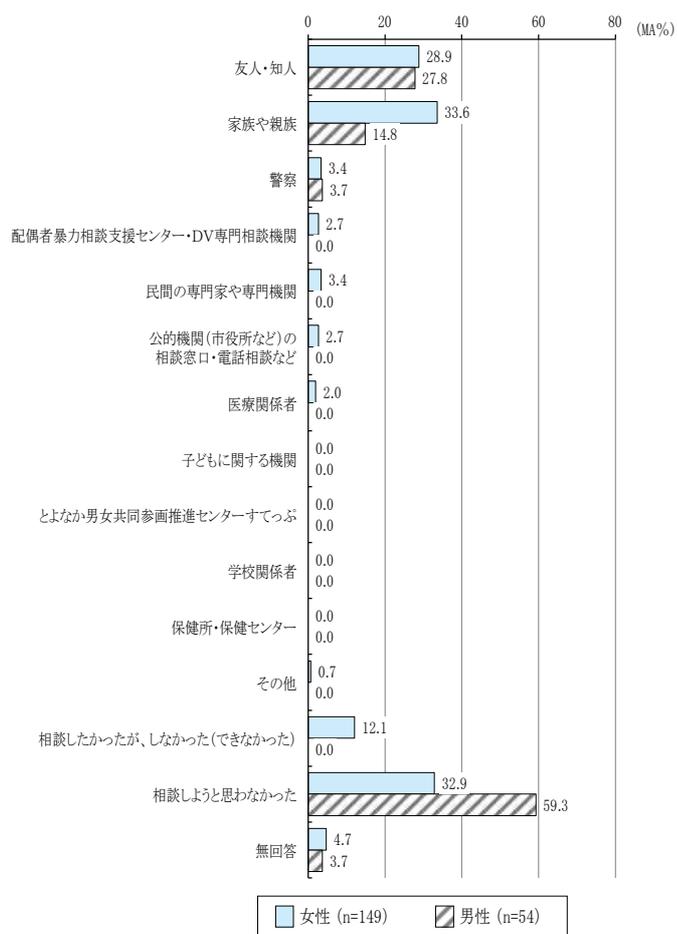
※配偶者暴力相談支援センター設置後のすてっぷ相談室の相談件数は、DV が背景にある相談実績の集計。

【図4-1：DVに対する認識】

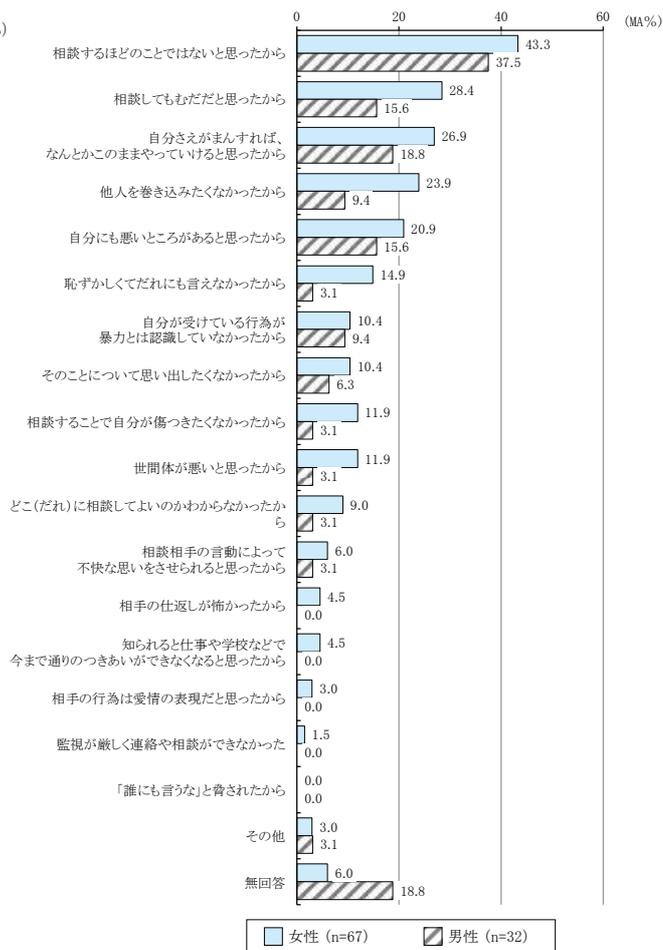


資料：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート結果報告書」（令和3年（2021年））

【図4-2：DVの相談状況】



【図4-3：DV被害を相談しなかった理由】



資料：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート結果報告書」(令和3年(2021年))

1 DVを許さない社会づくり

DVを防止していくためには、一人ひとりが、互いの人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を持つことが重要となります。DV被害を受けていることを認識しておらず、相談に至らないケースもあることから、DVについての認識を深めていくための周知・啓発、情報提供の充実に取り組みます。

周知・啓発にあたっては、外国人や障害者などあらゆる立場の人に情報が行き届くよう、適切かつ効果的な手段での情報発信に努めます。

また、交際相手からの暴力であるデートDVの問題をふまえ、若年層へ特化した周知・啓発を行い、防止に向けて取り組みます。

1) DV防止に関する啓発と早期発見に向けた支援【重点的に取り組む施策★12】

コード	主な取組み	主な所管・実施課
4111	市民一人ひとりがDVとは何か（DVにあたる行為とは何か）を認識し、DVの防止策・対応策などについての理解を深めることができるよう、多様な広報媒体の活用や講座等の開催による普及・啓発に取り組む。また、あらゆる世代への効果的な啓発手段・手法を検討する。	人権政策課、すてっぷ、広報戦略課、読書振興課
4112	交際相手などからの暴力（デートDV）の防止に向けて、市内中学校への出前講座や若年層を対象としたデートDVセミナーを実施するとともに、ホームページやSNSなど多様な媒体を活用したDVやデートDVの防止に向けた啓発に取り組む。	人権政策課、すてっぷ
4113	学校や保育施設などにおける人権教育、人権保育を通して、お互いの人権を尊重し、暴力によらない問題の解決方法を身につけられるよう、ジェンダー平等教育の推進を図るための体制を整備する。また、教職員や保育士、保護者などを対象とした研修・啓発に努める。	人権政策課、こども事業課、学校教育課
4114	出前講座や啓発物の配布などを通して、自治会や民生委員・児童委員、PTA、保護者会、事業所などへのDVに関する周知・啓発に努める。	人権政策課、産業振興課、コミュニティ政策課、地域共生課、障害福祉課、長寿安心課、こども事業課
4115	情報の多言語化や外国人向けのセミナーの開催、関連情報の点字化や、障害者施設へのリーフレットの設置等、DVに関する情報が幅広く行き渡るよう、情報のバリアフリー化に取り組む。	国際交流センター、障害福祉課
4116	医療関係者や福祉関係者等に対し、DV防止ネットワーク会議などを通して、「配偶者暴力防止法」に基づく通報の趣旨や市施策等を周知し、被害者の早期発見、支援に結びつける。	人権政策課
4117	市立病院内において、職員に「配偶者暴力防止法」に基づく通報の趣旨を徹底し、被害者に対して相談窓口や緊急連絡先等、利用できる関係機関を紹介する等の情報提供に努める。	市立豊中病院医事課、市立豊中病院総務企画課

コード	主な取組み	主な所管・実施課
4118	加害者を対象とした更生のための施策等、DVの防止に向けた取組みについては、国や大阪府などにおける調査研究の情報収集に努める。	人権政策課
4119 (4216)	配偶者暴力相談支援センターについて、多様な媒体を活用し、市民への周知を図るとともに、機能の向上に向けて取り組む。	人権政策課

2 相談体制の充実

DV被害者の支援にあたっては、被害者が安心して相談できる体制づくりが必要不可欠となります。被害者が迅速に適切な支援に結びつくよう、相談窓口の周知を図るとともに、被害者の特性をふまえた対応ができるよう、相談担当者の資質や意識、対応能力の向上に取り組めます。

相談支援にあたっては、経済的な問題や子どもの問題など、DV被害者が複合的な課題を有しているケースにも適切な対応、支援ができるよう、分野を横断した包括的な相談支援体制の構築に努めます。

また、コロナ禍の状況等もふまえ、メールやSNSなどを活用した相談支援など、被害者の状況に十分配慮した安心・安全な相談環境の整備に取り組めます。

1) 安心して相談できる体制づくり【重点的に取り組む施策★13】

コード	主な取組み	主な所管・実施課
4211	配偶者暴力相談支援センターや「すてっぷ相談室」、警察などのさまざまな相談窓口について、被害者や被害者の身近な人にとってより相談しやすい窓口となり、相談することへの抵抗をなくすような理解を広めるよう、効果的な周知や情報発信に取り組む。	人権政策課、すてっぷ、国際交流センター、広報戦略課、地域共生課、障害福祉課、長寿安心課、母子保健課、こども相談課、子育て給付課、市立豊中病院医事課、市立豊中病院総務企画課
4212	あらゆる人が相談しやすい環境づくりに向けて、SNSやオンラインなど、多様なコミュニケーションツールを活用した相談支援に取り組む。	人権政策課、すてっぷ、国際交流センター、広報戦略課、障害福祉課、健康政策課、こども相談課、デジタル戦略課
4213	被害者が、障害者、高齢者、外国人などであることによって支援を受けにくいということにならないよう、障害福祉センターひまわり、とよなか国際交流センター、すてっぷをはじめ、関係部局や関係機関と連携しながら、情報提供、相談体制の充実に努める。	人権政策課、すてっぷ、国際交流センター、人権平和センター、障害福祉課、長寿安心課

コード	主な取組み	主な所管・実施課
4214	被害者の早期発見・早期対応と、複合・多様化するケースに対応するため、地域や関係機関と連携した分野横断的な相談支援体制を構築するとともに、各種会議等において、情報の管理・共有を図る。	人権政策課
4215	DV相談の内容の複雑化や深刻化をふまえ、相談業務や関連業務等に係る職員向けに、DVの早期発見により被害を最小限に防ぐことや、DVの理解不足から被害者に対する不適切な対応によって被害者がさらに傷つく二次被害の防止などについての、情報提供や研修に取り組む。また、相談担当者の二次受傷やバーンアウトの対応等、職員のセルフケアの観点から研修の機会および情報の提供に努める。	人権政策課、すてっぷ、くらし支援課、地域共生課、福祉事務所、障害福祉課、長寿安心課、保健予防課、母子保健課、こども相談課、子育て給付課、教育総務課、児童生徒課
4216 (4119)	配偶者暴力相談支援センターについて、多様な媒体を活用し、市民への周知を図るとともに、機能の向上に向けて取り組む。(再掲)	人権政策課

3 DV被害者の保護および自立支援

緊急にDV被害者の保護が必要とされるケースについては、被害者が安全で安心して保護が受けられる体制が必要不可欠となります。

同伴する家族がいる人、障害者、外国人、医療を必要とする人等、あらゆる立場の人が安心して保護を受けられるよう、関係機関等と連携を図りながら、被害者や被害者の家族の状況に応じた受入体制の確保と情報管理の徹底に取り組めます。

また、被害者が自立して生活をしようとする際には、就労機会の確保や、住宅および生活費の確保に向けて支援するとともに、被害者や被害者の家族に寄り添った継続的な心のサポートに努めます。なお、被害者の安全と安心を確保する観点から、個人情報については適正な管理を徹底します。

1) 緊急時における安全の確保

コード	主な取組み	主な所管・実施課
4311	緊急に被害者の保護が必要となった場合、安全で安心して保護を受けられるよう、大阪府の女性相談センターや警察、消防などの関係機関と連携しながら、必要に応じて同行支援も行い、大阪府の一時保護につなぐ。また、状況に応じて、緊急の宿泊費や交通費、食費が必要な場合に、本市の助成制度を活用する。	人権政策課、 消防局救急救命課
4312	被害者や同伴する家族（子や親など）の状況に応じて、一時保護以外でも対応できるよう、必要に応じてケース検討会議を開催し、高齢者福祉施設や母子生活支援施設などの避難場所を提供できるよう、施設との協力・連携の強化に取り組む。	人権政策課、長寿安心課、 子育て給付課

コード	主な取組み	主な所管・実施課
4313 (4326)	緊急時の相談から一時保護中のサポート、関係部局や関係機関との連絡調整、必要に応じた同行支援など、被害者の自立に向けて適切な支援を行うため、専門的な知識を持つ専門相談員の設置による支援体制の整備・充実を図る。	人権政策課
4314 (4328)	被害者が障害者や外国人の場合、一時保護中や自立支援の際に、必要に応じて手話通訳者や外国語通訳者を派遣できる体制の整備・充実を図る。	人権政策課、 国際交流センター、 障害福祉課
4315	生活のためのさまざまな施策をはじめ、制度の狭間にいる被害者への生活費等の貸付や給付制度等の支援、それらの支援に関する窓口や手続きなどについて情報提供を進める。	人権政策課、すてっぷ、 福祉事務所

2) 自立支援の充実

コード	主な取組み	主な所管・実施課
4321	複数の窓口でDVに関する辛い経験を説明する機会を最小限に抑えることで被害者の精神的負担を軽減するため、相談内容や希望する支援の内容を記入する「豊中市DV被害者支援相談共通様式」の活用や関係機関の窓口連携によるワンストップサービスの推進および充実を図る。	人権政策課、すてっぷ、 国際交流センター、 くらし支援課、市民課、 福祉事務所、障害福祉課、 長寿安心課、母子保健課、 こども相談課、 子育て給付課、教育総務課
4322	「支援措置対象者の情報管理に関する指針」に基づき、住民基本台帳からの情報に基づいて事務処理を行う関係部局との連携を通じて、適正な個人情報の管理を徹底して行う。	人権政策課、 法務・コンプライアンス課、 税務管理課、市民課、 選挙管理委員会事務局
4323	被害者の安全確保の観点から、被害者に対し、住民票の写しの発行制限に関する情報の提供を行う。	人権政策課、すてっぷ、 市民課
4324	生活支援や就労支援、住宅の確保、医療保険、年金、生活保護、子どもの保育、就学など、自立に向けて必要な制度、窓口、手続き等について情報提供を行う。	人権政策課、すてっぷ、 国際交流センター、 人権平和センター、 くらし支援課、福祉事務所、 長寿安心課、保険資格課、 子育て給付課、住宅課、 教育総務課
4325	一時保護所等を退所する被害者が住宅を確保できるまでの間、一時的に利用できる住宅（ステップハウス）について、調査・検討、支援団体への働きかけを行う。	人権政策課

コード	主な取組み	主な所管・実施課
4326 (4313)	緊急時の相談から一時保護中のサポート、関係部局や関係機関との連絡調整、必要に応じた同行支援など、被害者の自立に向けて適切な支援を行うため、専門的な知識を持つ専門相談員の設置による支援体制の整備・充実を図る。(再掲)	人権政策課
4327	信頼関係にあるべき配偶者等からの暴力により、心に傷を負った被害者が心理的な安定を取り戻すには、加害者の元から避難した後も一定の期間を経る必要があることから、被害者が身近な場所で相談など心のサポートを受けながら地域での生活を送れるよう、長期的に切れ目のない支援を行う。	人権政策課、すてっぷ、国際交流センター
4328 (4314)	被害者が障害者や外国人の場合、一時保護中や自立支援の際に、必要に応じて手話通訳者や外国語通訳者を派遣できる体制の整備・充実を図る。(再掲)	人権政策課、国際交流センター、障害福祉課
4329	自らの体験等を語り合い、気持ちを分かち合うための交流できるグループの場づくり、グループ活動のサポートを行う。	すてっぷ
43210	面前DV等により被害を受けた子どもを支援するため、子どもに関する相談窓口の情報提供などを行い、子どものメンタルケアの実施を図っていく。また、子どもの転校先や居住地等の情報について、厳重に取り扱い、子どもを暴力の危険にさらすことのないよう、教育関係機関との連携を強化する。	こども相談課、子育て給付課、教育総務課、児童生徒課
43211	被害者の同伴家族に障害がある場合や高齢者の場合には、対応できる施設の紹介や利用できる制度の情報を提供するほか、必要に応じて手話通訳者を派遣できる体制の整備を図る。	人権政策課、国際交流センター、障害福祉課、長寿安心課、子育て給付課
43212	被害者のなかには、異性に対する恐怖心がぬぐえない人もいるため、被害者が要望する場合、同性の担当者が同席する等、適切な対応を行う。また、担当者の不適切な対応によって被害者がさらに傷つく二次被害を防止するため、必要に応じて専門相談員による同行支援に努める。	人権政策課、くらし支援課、福祉事務所、障害福祉課、長寿安心課、こども相談課、子育て給付課、教育総務課

4 関係機関等との連携・協力

DVの防止と被害者の早期発見・支援のためには、関係機関や民間団体が連携し、取り組む必要があります。DV防止ネットワーク会議をはじめとする既存の機会・仕組みを活用し、関係者間の連携をさらに強化するとともに、大阪府や他市町村、医療機関、民間団体や事業所等とも連携を図ります。

また、児童虐待と密接な関連があるとされるDV被害者を適切に保護できるよう、児童相談所を含む関係機関の連携・強化による支援の強化を図ります。

1) 関係機関・民間団体等との連携・協力

コード	主な取組み	主な所管・実施課
4411	DV防止ネットワーク会議やケース検討会議の充実を図り、被害者にとって迅速かつ適切な支援の提供や、被害者支援に関する情報の共有と課題の解決に向けて、顔の見える横の結びつきをより深めていく。	DV防止ネットワーク会議の構成課
4412	他の自治体から豊中市に被害者を受け入れる際、被害者本人の同意を得たうえで、自治体や配偶者暴力相談支援センターと情報を共有することは、被害者が適切な行政サービスを受け、スムーズに自立していくために有効であるため、情報管理に十分留意しながら、今後とも関係機関との連携を図る。	人権政策課、福祉事務所
4413	被害者の支援が円滑に行えるよう、大阪府と府内の市町村で構成する「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」や「北摂ブロック男女共同参画施策担当課職員連絡協議会」に参加し、情報の収集や交換を行う。	人権政策課
4414	被害者への支援やDVに関する周知・啓発などは、公的機関だけで対応できるものではないため、DV問題、被害者支援などに取り組んでいる民間団体や地域の事業所との連携を図る。	人権政策課、すてっぷ、国際交流センター、障害福祉課、長寿安心課
4415	児童虐待と密接な関連があるとされるDV被害者について、適切な保護が行われるよう、児童相談所をはじめとする関係機関との連携・協力を推進する。	こども相談課、人権政策課、子育て給付課

5 あらゆる性暴力への対策の推進

セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、児童への性犯罪など、性に起因する暴力は重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

近年ではSNS等の普及や、コロナ禍の影響によるテレワークの導入、オンラインの活用などを背景に、性暴力の被害は一層多様化している状況もふまえ、あらゆる性暴力に関する周知・啓発を行い、予防に向けて取り組みます。

1) セクシュアル・ハラスメント防止および被害者支援

コード	主な取組み	主な所管・実施課
4511	雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止促進と被害者への支援を行うとともに、テレワークやオンラインの場における新たなセクシュアル・ハラスメントについての周知・啓発を図る。	人権政策課、すてっぷ、くらし支援課
4512	教育、保育・療育機関におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けて、セクシュアル・ハラスメントに関する研修の実施やポスターやチラシ等による啓発を実施する。	公立こども園子育て支援センター、児童発達支援センター、こども事業課、学校教育課、青年の家いぶき、教職員課、教育センター
4513	地域におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けて、セクシュアル・ハラスメントに関する出前講座等を実施するとともに、被害者が相談しやすい機会づくりを進める。	人権政策課、すてっぷ
4514	市役所におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けて、セクシュアル・ハラスメントについての研修等を実施するとともに、セクシュアル・ハラスメント相談窓口を設置し、周知に努める。	人権政策課、人事課、市立豊中病院総務課、上下水道局総務課、教育総務課、教職員課、クリーンランド総務課

2) ストーカー等の防止および被害者支援

コード	主な取組み	主な所管・実施課
4521	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」による被害者への支援として住民票の写し等の発行制限を行う。	市民課
4522	市内の各所に防犯カメラ（暮らし安心・安全見守りカメラ）を設置し、地域における街頭犯罪や侵入等を未然に防止し、犯罪のない安心・安全のまちづくりを推進する。	危機管理課

3) 児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止および被害者支援

コード	主な取組み	主な所管・実施課
4531	有害サイトへのアクセス制御を実施するなど、有害環境を浄化するための活動を推進する。	デジタル戦略課、 教育センター、児童生徒課
4532	子育ての悩みや不安、子どもとの関係について保護者への相談支援や乳児等がいる家庭への訪問事業を行い、児童虐待の防止に取り組む。	子育て支援センターほっぺ、 母子保健課
4533	児童虐待の予防と早期発見、早期援助に向けて、豊中市子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図る。	こども相談課
4534	子どもが性暴力の被害者にも加害者にもならないよう、幼少期からの年齢段階に応じた教育に取り組むとともに、子どものための相談窓口の周知を図る。	人権政策課、こども相談課、 こども事業課、学校教育課

4) あらゆる暴力根絶のための啓発の推進

コード	主な取組み	主な所管・実施課
4541	あらゆる暴力の根絶に向けて、学習機会の提供や、広報媒体や図書資料等を通じた啓発を進める。	人権政策課、すてっぷ

推進のための指標

成果指標

指標項目		策定時（令和3年度）	目標値（令和8年度）
DVで次のような行為を「どんな場合でも暴力にあたる」と回答した人の割合★12	①何を言っても長時間無視される	女性：37.1% ^{※1} 男性：28.7% ^{※1} (令和2年度)	90%以上 (令和7年度)
	②あなたの交友関係や電話、メールを細かく監視されたり、外出を制限される	女性：59.5% ^{※1} 男性：46.7% ^{※1} (令和2年度)	90%以上 (令和7年度)
	③あなたが見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せられる	女性：69.3% ^{※1} 男性：58.3% ^{※1} (令和2年度)	90%以上 (令和7年度)
	④十分な生活費をわたさない	女性：58.2% ^{※1} 男性：46.9% ^{※1} (令和2年度)	90%以上 (令和7年度)
DV被害を相談しなかった人の割合（「相談したかったが、しなかった（できなかった）」＋「相談しようと思わなかった」の割合）★13		女性：45.0% ^{※1} 男性：59.3% ^{※1} (令和2年度)	30%以下 (令和7年度)
DVに関する相談窓口に関する認知状況	①相談窓口として「豊中市配偶者暴力相談支援センター」を知っている人の割合（同センターの認知度）★13	女性：6.5% ^{※1} 男性：9.6% ^{※1} (令和2年度)	25%以上 (令和7年度)
	②相談できる窓口があることを知らなかった人の割合★13	女性：13.3% ^{※1} 男性：16.4% ^{※1} (令和2年度)	5%以下 (令和7年度)
セクシュアル・ハラスメントの防止の取組みを実施している市内事業所の割合		47.2% ^{※1} (令和2年度)	60%以上 (令和7年度)

※1 豊中市「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート」（令和2年度（2020年度））

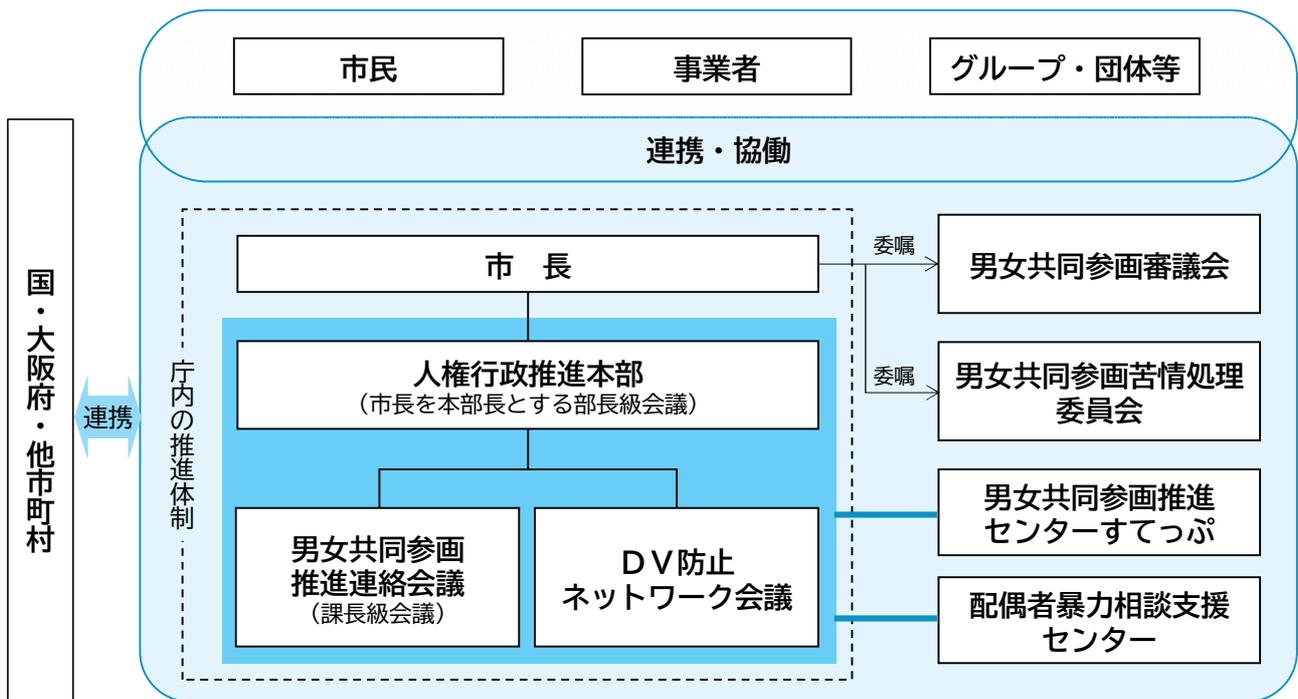
活動指標

指標項目	策定時（令和3年度）	目標値（令和8年度）
すてっぷ相談室における相談件数（再掲）	2,006件（令和2年度）	現状を表す指標のひとつとしていないため、目標値は設定していません。
うちDVに関する相談件数（再掲）	169件（令和2年度）	
男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害相談の窓口数や種類、相談枠数	電話相談：100時間/月 面接相談：78枠/月 (令和2年度)	増加 (相談の種類の数)

IV

計画の推進

男女共同参画社会の実現に向け、市の推進体制を充実するとともに、市民や事業者、グループ・団体等との連携・協働による取組みを進めます。



1. 人権行政推進本部

「人権文化のまちづくりをすすめる条例」の規定に基づき、人権文化が創造されたまちの実現に向けた施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市長を本部長とする人権行政推進本部を設置しています。この推進本部を中心にしながら総合的な人権施策の推進を図ります。

2. 男女共同参画推進連絡会議

男女共同参画社会を実現するための諸施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、人権行政推進本部会議の下に、男女共同参画推進連絡会議を設置しています。この連絡会議を中心にしながら計画の着実な推進を図ります。

3. DV防止ネットワーク会議

DVに関係する機関が相互に連携し、DVの防止およびDV被害者の支援のあり方等について検討することを目的として、DV防止ネットワーク会議を設置しています。このネットワーク会議等において、DV被害者に対する迅速かつ適切な対応・支援のための関係機関等との連携強化を図ります。

4. 男女共同参画審議会

「豊中市男女共同参画推進条例」に基づいて、市長の諮問に応じて男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、豊中市男女共同参画審議会を設置しています。この審議会にて、計画の進捗状況などを報告し、意見を受け、より効果的な推進を図ります。

5. 男女共同参画苦情処理委員会

「豊中市男女共同参画推進条例」に基づいて、社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するため、所定の苦情等の申出を処理する公正・中立な機関として、豊中市男女共同参画苦情処理委員会を設置しています。相談、苦情処理、訴訟資金の貸付という、人権侵害救済の一連の制度の中における「男女共同参画苦情処理制度」の一層の周知を図ります。

6. 男女共同参画推進センター

「とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ」では、男女共同参画の推進に関する情報の収集および提供をはじめ、性別に起因する人権の侵害や悩みなどに関する相談を行っています。また、市民活動の支援、交流の場の提供、講座等の開催および啓発の実施、調査および研究、施設の提供などの事業を実施しています。

今後も、本市における男女共同参画を推進する拠点施設として、事業の一層の充実を図ります。

7. 配偶者暴力相談支援センター

「豊中市配偶者暴力相談支援センター」では、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者および同伴者の緊急時における安全の確保および一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供を行っています。また、その他の援助、被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助、保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助などを実施しています。

今後も、本市におけるDVに関する支援を推進する拠点機能として、事業の一層の充実を図ります。

8. 男女共同参画に関する調査・研究

市民意識や市民ニーズなどを的確に把握し、今後の施策の推進に反映させるため、必要に応じて男女共同参画に関する意識調査、実態調査などを実施します。

9. 市民、事業者、グループ・団体等との連携・協働

男女共同参画社会の実現には、市はもとより、市民、事業者、グループ・団体等の自発的、主体的な取組みが不可欠であり、これらの主体との連携・協働により男女共同参画を推進します。

10. 国、大阪府、他市町村との連携

国では、国際社会の動きと連動しながら、省庁が一体となって施策を進めています。今後も、国をはじめ、大阪府、他の市町村と連携を図りながら男女共同参画を推進します。

参 考 資 料

用語解説.....	60
男女共同参画社会基本法（抜粋）.....	69
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	72
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律.....	81
豊中市男女共同参画推進条例.....	90
豊中市男女共同参画審議会規則.....	94
豊中市男女共同参画審議会答申.....	95
豊中市男女共同参画審議会委員（第9期）.....	97
豊中市人権行政推進本部設置規則.....	98
豊中市男女共同参画推進連絡会議設置要綱.....	99
豊中市DV（ドメスティック・バイオレンス）防止ネットワーク会議設置要綱.....	101
第3次豊中市男女共同参画計画策定の経過.....	104
男女共同参画に関する国内外のあゆみ.....	105

参 考 資 料

用語解説

【あ行】

アウトリーチ	手を伸ばす、手を差し伸べること。援助・支援が必要であるにもかかわらず自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関等が積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。
新しい生活様式	新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、厚生労働省が公表した行動指針。自分や周りの人、地域を感染拡大から守るため、日常生活において感染予防のために行うもの。手洗い等の基本的な感染対策のほか、買い物や公共交通機関の利用時などの日常生活を営む上で実践すべき対策、また、テレワークやローテーション勤務の実施などの働き方の新しいスタイルなども含む。
イクボス	職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、部下のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のこと。
一般事業主行動計画	<p>平成 27 年（2015 年）8 月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」および平成 15 年（2003 年）7 月に成立した「次世代育成対策推進法」に基づき、事業主に対して策定が求められた行動計画。</p> <p>女性活躍推進法では、労働者 301 人以上の企業に対し、勤続年数や労働時間、管理職比率などの男女差や女性採用比率などの状況を把握し、数値目標や取組内容を定めた計画の策定・届出、公表・周知が義務づけられたが、令和元年（2019 年）の改正により、常時雇用する労働者が 301 人以上から 101 人以上の事業主に拡大された（令和 4 年（2022 年）4 月 1 日施行）。</p> <p>次世代育成対策推進法では、事業主が従業員の仕事と子育ての両立等に関し、環境整備や目標および目標を達成するための対策とその実施時期などを定めるものとなっており、従業員 101 人以上の企業に策定・届出、公表・周知が義務化されている。</p>
一時保護	DV 被害者本人の意思に基づき、①適当な寄宿先がなく、その者に被害が及ぶことを防ぐため、緊急に保護することが必要であると認められる場合、②一時保護所での短期間の生活指導、自立に向けた援助が有効であると認められる場合、③心身の健康の回復が必要であると認められる場合に、配偶者暴力防止法第 3 条第 3 項第 3 号および第 4 項により、婦人相談所において、または社会福祉施設等に委託して、一定期間、被害者を保護する制度。
H I V / A I D S	H I V はヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）という、A I D S の原因となるウイルスのこと。A I D S は後天性免疫不全症候群（Acquired Immunodeficiency Syndrome）という、H I V 感染による免疫力低下によって発症するさまざまな病気の総称（症候群）のこと。「H I V に感染する」と、「A I D S を発症する」ことは異なる。

HPVワクチン	ヒトパピローマウイルス感染症（HPV感染症）を防ぐためのワクチンのこと。ヒトパピローマウイルス（HPV）は、性経験のある女性であれば50%以上が生涯で一度は感染するとされている一般的なウイルスであり、子宮頸がんを始め、肛門がん、膣がんなどのがんや尖圭コンジローマ等多くの病気の発生に関わっている。
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。
NPO	「Non Profit Organization」または「Not for Profit Organization」の略。さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。
M字 (M字カーブ)	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットの「M」のような形になることをいう。結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴が背景にあると考えられる。 なお、10年前と比較すると、全ての年齢階級で労働力人口比率は上昇しており、グラフの全体の形はM字型から欧米先進諸国で見られるような台形に近づきつつある。
LGBT	レズビアン (Lesbian) ・ゲイ (Gay) ・バイセクシュアル (Bisexual) ・トランスジェンダー (Transgender) の頭文字を組み合わせた言葉で、性的マイノリティを表す言葉として使われることもある。 レズビアンは女性の同性愛者、ゲイは男性の同性愛者、バイセクシュアルは両性愛者（恋愛対象が女性にも男性にも向いている）、トランスジェンダーは「身体の性」と「心の性」が一致せず、「心の性」にそって生きる(生きたい)人のこと。 LGBT以外にも、性自認や性的指向を決められない、決めていない、わからない人をさす「Q」(クエスチョニング(Questioning))、どの性にも恋愛感情を抱かない人をさす「A」(アセクシュアル(Asexual))など、さまざまな人がいる。 また、これらのほかにもさまざまなセクシュアリティがあることを意味するために最後に「+」(プラス)を付ける場合もある。
エンパワーメント (エンパワメント)	その人が本来持っている力を引き出すこと。自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的および文化的に力をもった存在になること。

【か行】

キャリア教育	児童・生徒一人ひとりに勤労観や職業観を育み、主体的に進路を選択し、社会人として自立できる力をつける教育のこと。
くらし再建 パーソナル サポートセンター	豊中市在住の市民を対象に、就労に関することや、失業等による暮らしへの不安など、仕事をはじめとする暮らしの困りごと全般を受け付ける相談窓口。
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的な業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

コミュニティ ソーシャルワーカー (CSW)	高齢者、障害者、子どもなどの対象分野別の個別支援ではなく、地域を単位とした社会福祉における課題を総合的に把握し、必要な支援をするために、中心的な役割を担う人や機関のこと。
------------------------------	---

【さ行】

ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いといった価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
ジェンダーギャップ指数(GGI)	世界経済フォーラム(WEF)が毎年発表している、各国における男女格差を測る指数のこと。「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示している。
ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)	ジェンダー関係の国連4機関(国連婦人開発基金(UNIFEM)、ジェンダー問題事務総長特別顧問室(OSAGI)、女性の地位向上部(DAW)、国際婦人調査訓練研修所(INSTRAW))を統合して、平成23年(2011年)1月に発足した国連機関のこと。 女性・女兒に対する差別の撤廃、女性のエンパワーメント、男女平等の達成を目的とし、ジェンダー分野における加盟国支援、国連システムのジェンダーに関する取組みを主導、調整、促進する。
次世代育成支援対策推進法	平成17年(2005年)に施行された、10年間の時限立法。日本の急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するための法律。この法律に基づき、企業・国・地方公共団体は次世代育成支援のための行動計画を策定することとされている。 平成26年(2014年)の改正により、法律の有効期限が平成37年(2025年)3月31日まで10年間延長された。
持続可能な開発目標(SDGs)	「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。SDGsは、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の略。 平成13年(2001年)に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27年(2015年)9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された。17のゴール・169のターゲットから構成されている。
児童虐待	親または親に代わる保護者が、子どもに対し身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待を行うことをいう。 <ul style="list-style-type: none"> 身体的虐待：殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など 性的虐待：子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など ネグレクト：家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など 心理的虐待：言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(面前DV) など

情報リテラシー	適切に情報を活用することができる基礎的な知識や技能のこと。
女子差別撤廃条約	昭和 54 年（1979 年）に国連総会で我が国を含む 130 か国の賛成によって採択され、昭和 56 年（1981 年）に発効。我が国は昭和 60 年（1985 年）に批准。 女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的および公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。
女性活躍推進法 （女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）	平成 27 年（2015 年）8 月に成立した、10 年間の時限立法。自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であるため、以下の 3 つを基本原則とし、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かである社会の実現を図るために制定された法律。 ①女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供およびその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること ②職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活の円滑かつ継続的な両立を可能にすること ③女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと
女性相談センター	売春防止法第 34 条に基づき設置される婦人相談所。配偶者暴力防止法による配偶者暴力相談支援センターとして位置づけられている。
新型コロナウイルス感染症	コロナウイルスのひとつである「新型コロナウイルス（SARS-CoV2）」による感染症のこと。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群（SARS）」や 2012 年以降発生している「中東呼吸器症候群（MERS）」ウイルスが含まれる。
人生 100 年時代	平均寿命の伸びを背景に、100 歳まで生きるのが当たり前になる時代がくるといふ考え方。平成 29 年（2017 年）9 月に政府主導による「人生 100 年時代構想会議」が設置され、9 回にわたって議論がなされるなど、人生 100 年時代の到来に向けてさまざまな検討が行われている。
すてっぷ	社会のあらゆる分野への男女の均等な参画および男女の人権の確立を図り、男女が社会の対等な構成員としてその責任を分かち合い、共に築く男女共同参画社会の実現をめざして、平成 12 年（2000 年）11 月に豊中市に設置した男女共同参画推進センターのこと。施設の名称は、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ（愛称：すてっぷ）。豊中市の男女共同参画を推進する拠点施設としての事業を行っている。
ステップハウス	一時保護所等を退所する被害者が住宅を確保できるまでの間、一時的に利用できる住宅。
ストーカー （ストーカー行為）	恋愛感情などの好意の感情、その感情が満たされなかったことへの怨みなどの感情を充足させる目的で、相手や相手の配偶者・親族などにつきまとい等の行為を繰り返し行う人、またはその行為のこと。

<p>ストーカー行為等の規制等に関する法律 (ストーカー規制法)</p>	<p>ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由および名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的とする法律。</p> <p>平成 25 年（2013 年）の改正により、電子メールを送信する行為の規制や被害者の関与の強化などの措置が講じられることになった。さらに平成 28 年（2016 年）の改正により、規制対象行為の拡大、禁止命令等の制度の見直し、ストーカー行為等に係る情報提供の禁止等の措置が講じられることになった。</p>
<p>政治分野における男女共同参画推進法</p>	<p>平成 30 年（2018 年）5 月 23 日に公布・施行された法律であり、衆議院、参議院および地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めたもの。</p>
<p>性的指向および性自認</p>	<p>性的指向とは、どのような性別の人を好きになるかということ（恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを示すもの）。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛をさす。</p> <p>性自認とは、自分の性をどのように認識しているのかということで、「心の性」と言われることもある。</p> <p>また、性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の頭文字をとり、人の属性を表す略称として「SOGI (ソジ)」と表現されることもある。</p>
<p>性的マイノリティ</p>	<p>性のあり方が、社会的にマイノリティ（少数派）であることにより、さまざまな不利益を被っている人々。身体的な性、性自認、性的指向により人それぞれに異なる。</p>
<p>セーフティネット</p>	<p>直訳すると「網の目」。網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。</p>
<p>セクシュアル・ハラスメント (セクハラ)</p>	<p>職場や学校、地域等で起きる性的いやがらせ。相手の意に反した、性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示等が含まれる。</p>
<p>Society5.0</p>	<p>第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されたもの。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。</p>

【た行】

<p>男女共同参画</p>	<p>男女が性別にかかわらずなく、その個性と、能力を十分に発揮し、男女共が等しく社会に参加できること。</p>
<p>男女共同参画苦情処理制度</p>	<p>市民が性別による不当な扱いを受けたときに、公正・中立的な機関として設置した男女共同参画苦情処理委員会が申出を受け付けて、調整・あっせんを行い、迅速に問題の解決を図る制度。</p>

<p>男女共同参画社会基本法</p>	<p>平成 11 年（1999 年）6 月に公布、施行された法律。男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体および国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。</p>
<p>男女別統計（ジェンダー統計）</p>	<p>男女間の意識による偏り、格差および差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計のこと。</p>
<p>男性中心型労働慣行</p>	<p>勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行。</p>
<p>地域就労支援センター</p>	<p>働く意欲がありながら、年齢、身体的機能、家族構成などの理由により就労が実現できず、就職に向けた支援を必要とする人に、相談や各種講座の開催などの支援を行う施設。</p>
<p>地域包括ケアシステム・豊中モデル</p>	<p>「豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針」（平成 29 年（2017 年）3 月策定）において示されたもので、地域包括ケアシステムを豊中市の実情にあわせて「すべての人に対して・すべての人が支えるシステム」に拡大・発展させたもので、以下の特徴がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者・障害者・子どもなどの分野別・対象者別の概念を超え、医療・介護・予防・生活支援などの関係機関が、バラバラではなく連携して支える体制。 ○「支えられる人」「支える人」の固定的な役割分担ではなく、誰もが、その人なりのやり方で支え、また、必要な時に支えられる体制。 ○自助・互助・共助・公助のそれぞれでバランスよく支える（すべての人で支える）体制。
<p>DV（ドメスティック・バイオレンス）</p>	<p>配偶者や恋人など、親密な関係にある人からの暴力。暴力には身体的暴力だけでなく、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力、子どもを利用した暴力がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体的暴力：殴る、蹴る、首をしめる、突き飛ばす、髪をひっぱる、腕をひねる、引きずり回す など ・精神的暴力：どなる、脅す、ばかにする、無視する、物を投げる、刃物を出す、自殺をほのめかす など ・社会的暴力：友人や身内とのつき合いを制限する、自由に外出させない、電話やメールをチェックする、浮気を疑う、激しい嫉妬、行動を監視する など ・経済的暴力：生活費を渡さない、自由にお金を使わせない、外で働くことを嫌がる、家計の責任をあなた一人に負わせる など ・性的虐待：キスや性行為を強要する、避妊に協力しない、ポルノなどを無理やり見せる、裸の写真を無理やり撮る など ・子どもを利用した暴力：子どもの前で暴力をふるう、子どもに危害を加える、子どもを取りあげようとする、子どもの前であなたを非難する など
<p>DV防止ネットワーク会議の構成課</p>	<p>人権政策課、すてっぷ、とよなか国際交流センター、広報戦略課、くらし支援課、市民課、市民税課、福祉事務所、障害福祉課、長寿安心課、母子保健課、保険資格課、こども相談課、こども事業課、子育て給付課、住宅課、市立豊中病院医事課、消防局救急救命課、教育総務課、学校教育課、児童生徒課、および外部関係機関 ※令和 4 年（2022 年）2 月時点</p>

デートDV	ドメスティック・バイオレンスの中でも、恋人同士の間で起こる暴力をいう。
出前講座	市民の要望に応じて職員が出向き、市の事業や制度について説明する講座。
テレワーク	テレワークは (Telework) あるいはテレコミュuting (Telecommuting) とい い、勤労形態の一種で、情報通信機器等を活用し時間や場所に制約されず、柔軟に 仕事する働き方のこと。
特定事業主行動計画	平成 27 年 (2015 年) 8 月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関す る法律 (女性活躍推進法)」および平成 15 年 (2003 年) 7 月に成立した「次世代育成 対策推進法」に基づき、国・地方公共団体の機関に対し策定、公表が義務づけられた 行動計画。女性活躍推進法では、勤続年数や労働時間、管理職比率の男女差や女性採 用比率などの状況を把握し、数値目標とともに取組内容を定めなければならない。 次世代育成対策推進法では、職員の仕事と子育ての両立等に向けた環境整備や目 標、取組内容等について定めることとしている。

【な行】

ニート	Not in Education, Employment or Training、NEET。教育、労働、職業訓練 のいずれにも参加していない状態をさした造語であり、日本においては 15 歳～34 歳の若年の無業者をいう。
二次受傷	相談員などの支援者が、被害者から深刻な被害状況等について多くの話を聞くう ちに、自ら同様の心理状態に陥ること。
二次被害	DV などにより心身ともに傷ついた被害者が、関係機関や被害者を取り巻く周囲 の人々の不適切な言動によって、さらに傷つけられること。

【は行】

パートナーシップ 宣誓証明制度	LGBT など性的マイノリティ当事者の人が、お互いを人生のパートナーとする ことを宣誓された事実を、府県や市区町村として公に証明する制度。
パープルリボン プロジェクト	女性に対する暴力の根絶をめざして、暴力の被害を受けた人たちが声をあげて始 まった運動のこと。「パープルリボン」は、運動のシンボルマークとなっている。
バーンアウト	それまでひとつの物事に没頭していた人が、心身の極度の疲労により燃え尽きた ように意欲を失い、社会に適応できなくなること。
配偶者からの暴力の 防止及び被害者の 保護等に関する法律 (配偶者暴力防止法 /DV防止法)	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者 からの暴力の防止および被害者の保護を図ることを目的とする法律。 平成 25 年 (2013 年) の改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力 およびその被害者について、この法律を準用することとなった。
配偶者暴力相談支援 センター	配偶者暴力防止法第 3 条に基づき、都道府県が設置する婦人相談所または都道府 県・市町村が設置する適切な施設において、配偶者からの暴力の防止、被害者の保 護を図るための業務を行う。
派遣労働	労働者と派遣労働契約 (労働契約) を結んだ会社 (派遣元) が労働者派遣契約 (派 遣契約) を結んでいる会社 (派遣先) へ労働者を派遣し、労働者は派遣先の指揮命 令を受けて働くという働き方のことをいう。

バリアフリー	高齢者・障害者等が社会生活を送る上で、障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去するという考え方のこと。
パワー・ハラスメント	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為のことをいう。
ひきこもり	さまざまな要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交遊）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を示す現象概念のこと。
非認知能力	学習における知的な能力を支える子どもの内面の力。（例：好奇心や意欲などの感じる力、自尊心や忍耐力などのやりぬく力、協調性や思いやりなどの他人を理解し関係を調整する力。）
包括的性教育	ジェンダーやからだの発達、異性との関係性、性暴力の防止なども含む包括的な性教育のこと。国連教育科学文化機関（UNESCO）による「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」で示された考え方。
ポジティブ・アクション （積極的改善措置）	「積極的改善措置」（いわゆるポジティブ・アクション）とは、さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するもの。個々の状況に応じて実施していくものとする。 積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。 男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。
母子父子福祉センター	ひとり親家庭や寡婦の人に対して、生活相談や技能習得に向けた講習会、子どもへの学習支援や交流会などを開催し、暮らしをより豊かにするための支援を行う施設。
母性保護	女性が持っている妊娠・出産などの身体機能を損なうことがないように、労働時間の制限や危険有害業務への就業禁止など、女性労働者を保護すること。
保護命令	配偶者暴力防止法第10条により、配偶者からの身体に対する暴力を受けた被害者が、配偶者からの更なる身体に対する暴力により、または、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた被害者が配偶者から受ける身体に対する暴力により、その生命または身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者に対して発する命令をいう。 なお、保護命令には、①被害者への接近禁止命令、②被害者への電話等禁止命令、③被害者の同居の子への接近禁止命令、④被害者の親族等への接近禁止命令、⑤被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令の5つの類型がある。

【ま行】

マタニティ・ハラスメント	職場における妊娠や出産、育児などを理由とした解雇、降格などの取扱いや嫌がらせなどの行為のこと。
--------------	---

無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス)	誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。 悪気がなくても、そこから生まれた言動により、相手を傷つけたり、自分自身の可能性を狭めてしまう等、さまざまな影響を及ぼす可能性がある。
面前DV	児童虐待の心理的虐待のうち、子どもの面前で配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるうもの。
メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。
メンタルヘルス	心の健康管理のことを言い、身体の健康管理と同様に、予防や治療だけでなく、その健康を高めて、よりよい心の状態をつくることをめざす。

【ら行】

ライフステージ	人の生涯における人生の各段階のこと。年齢的・時間的な区分というよりも、結婚、子育て、勤労、高齢期など、各人の生活の変化における質的な区切りからみた人生の段階を表す言葉。
労働力率	15歳以上人口に占める労働力人口の割合のこと。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。仕事、家庭生活、個人の自己啓発などさまざまな活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態のこと。
ワンストップサービス	複数の手続を一つの窓口で行えるようにすること。

男女共同参画社会基本法（抜粋）

公布：平成十一年六月二十三日法律第七十八号
施行：平成十一年六月二十三日
改正：平成十一年七月十六日法律第一百二号
施行：平成十三年一月六日
改正：平成十一年十二月二十二日法律第六十号
施行：平成十三年一月六日

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する
基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八
条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けたさまざまな取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある

社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対

して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関

との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章以下省略

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

公布：平成十三年 法律第三十一号

最終改正：令和元年 法律第四十六号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身

に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号、警察官職務執行法（昭和二十）三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に

に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥

心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同

意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる

事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。
(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。
(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年六月二日法律第六四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護

に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年七月一日法律第一一三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成二十五年七月三日法律第七二号〕〔抄〕

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則〔平成二十六年四月二三日法律第二八号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附則〔令和元年六月二六日法律第四六号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

公布：平成二十七年九月四日 法律第六十四号
最終改正：令和元年六月五日 法律第二十四号

目次

第一章	総則（第一条－第四条）
第二章	基本方針等（第五条・第六条）
第三章	事業主行動計画等
第一節	事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節	一般事業主行動計画等（第八条－第十八条）
第三節	特定事業主行動計画（第十九条）
第四節	女性の職業選択に資する情報の公表（第二十 条・第二十一条）
第四章	女性の職業生活における活躍を推進するた めの支援措置（第二十二条－第二十九条）
第五章	雑則（第三十条－第三十三条）
第六章	罰則（第三十四条－第三十九条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、

かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で

定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業

生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することに

より、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八條 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰

則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十九年三月三十一日法律第一四号)
抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安

定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定

の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

豊中市男女共同参画推進条例

公布 平成15年10月10日 条例第48号
改正 平成19年3月23日 条例第1号
改正 平成24年9月28日 条例第46号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けたさまざまな取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際社会の動きと連動して進められ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けた男女共同参画社会基本法を制定しました。

豊中市においては、人権に根ざした文化に満ちたまちの実現をめざして、一人ひとりの個性が大切にされ、共に生きることができる開かれた社会づくりに取り組んでいます。こうした中で、女性政策基本方針等の策定やとよなか男女共同参画推進センターすてっぷの開設など、男女共同参画の推進に関する施策を積極的に進めてきましたが、職域や地域などにおける活動への参画に男女間の格差が生じているのが現状であります。

また、全国的にも性別による固定的な役割分担等を反映した制度等の存在や女性に対する暴力の社会問題化など、多くの課題があり、その解消が求められています。

こうしたことから、すべての人の人権が尊重され、自らの意思で生き方を選択し、男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に対等に参画することができる男女平等を前提とする男女共同参画社会の実現が重要となっています。

ここに私たちは、男女共同参画社会の実現をめざすことを決意し、男女共同参画への取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もつ

て男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野(以下「社会のあらゆる分野」という。)における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 職場その他の社会的関係において、他の者に対し、その意に反した性的な言動をすることによりその者の就業環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 固定的な性別役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市にお

ける政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について対等な一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行えるようにすること。

(5) 男女が互いの身体的特徴について理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、互いの意思が尊重され、生涯にわたり健康な生活が営まれること。

(6) 男女が就業の場において、均等な機会と待遇を享受できる状況が実現されるよう配慮されること。

(7) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会の動向を考慮して行われること。

(市の役割)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。

3 市は、男女共同参画を推進するため、体制の整備その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生

活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立することができる環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的な扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、配偶者等への暴力その他男女間における暴力的行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、固定的な性別役割分担等若しくは異性に対する暴力的行為を助長する表現又は過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講じるべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ、第23条に定める豊中市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

5 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(附属機関等における委員の構成)

第11条 市は、その設置する附属機関その他市政運営上の意見聴取等を行うため設置する会議(市の職員のみで構成されるものを除く。)の委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、男女の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(広報及び啓発並びに教育)

第12条 市は、市民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため、広報及び啓発並びに教育を行うものとする。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(市民等の活動に対する支援)

第14条 市は、市民又は事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(セクシュアル・ハラスメント等を防止するための取組等)

第15条 市は、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者等への暴力その他男女間における暴力的行為を防止するための取組を進め、これらの被害を受けた者に対し、必要な援助を行うものとする。

(環境の整備)

第16条 市は、男女が共に社会のあらゆる分野における活動を円滑に行うことができる環境が整備されるよう努めるものとする。

(人権侵害についての相談等)

第17条 市は、性別による差別的な扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害について、相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関との連携を行うものとする。

(訴訟等の資金の貸付け)

第18条 市長は、豊中市訴訟等に係る資金の貸付けに関する条例(平成15年豊中市条例第49号)の定めるところにより、前条に規定する人権侵害

を受けた市民が行う訴訟等に要する費用に充てる資金を貸し付けるものとする。

(男女共同参画苦情処理委員会)

第19条 社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するため、次に掲げる申出その他市長が必要と認める事項を処理する豊中市男女共同参画苦情処理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(1) 市又は国若しくは大阪府が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の申出

(2) 性別による差別的な扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合における苦情又は救済の申出

2 委員会は、次に掲げる事項を除き、市民その他市規則で定める者からの前項各号に掲げる申出を処理する。

(1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項

(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

(3) その他市規則で定める事項

3 前項の市規則で定める者が委員会に申出を行うことができる範囲は、市規則で定める。

4 委員会は、第1項第1号に掲げる申出があったときは、調査を行い、必要があると認めるときは、助言、調整、あっせん、勧告又は意見表明を行うものとする。ただし、当該申出が国又は大阪府に係るものであるときは、これら助言、調整等に替えて当該調査結果の通知を行うものとする。

5 委員会は、第1項第2号に掲げる申出があったときは、調査を行い、必要があると認めるときは、助言、調整、あっせん、是正の要望又は意見表明を行うものとする。ただし、当該申出が市に係るものであるときは、前項本文の規定によるものとする。

6 第2項及び前2項に定めるもののほか、委員会は、市に関し男女共同参画の推進に重大な影響を及ぼすと認められる事項があると認める場合は、

自らの発意に基づき調査を行い、意見表明を行うことができる。

7 委員会は、委員3人以内で組織する。

8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(専門調査員)

第20条 市長は、委員会が処理する事項について調査させるため、専門調査員を置く。

2 前条第8項の規定は、前項の専門調査員について準用する。

(調査への協力)

第21条 市は、委員会が第19条第4項から第6項までの規定により市について調査を行う場合は、その調査に協力しなければならない。

(勧告への対応等)

第22条 市は、第19条第4項本文の勧告(同条第5項ただし書の規定により同条第4項本文の規定によるものとされた同項本文の勧告を含む。)を受けたときは、当該勧告に対し適切かつ迅速に対応し、必要な措置を講じるとともに、その内容を速やかに委員会に報告しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を公表する。

(男女共同参画審議会)

第23条 この条例によりその権限に属させられた事項のほか、市長の諮問に応じて男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、豊中市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(男女共同参画の推進状況等の公表)

第24条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について公表する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条から第23条までの規定並びに次項及び附則第3項の規定は、市規則で定める日から施行する。

[平成15年11月規則第79号により、第18条から第22条まで及び附則第3項(委員等の報酬及び費用弁償条例(昭和31年豊中市条例第19号)第2条第1項第39号の次に2号を加える改正規定中同項第41号に係る部分を除く。)の規定は、平成15年11月7日から施行]

[平成15年12月規則第85号により、第23条並びに附則第2項及び第3項(委員等の報酬及び費用弁償条例(昭和31年豊中市条例第19号)第2条第1項第39号の次に2号を加える改正規定中同項第41号に係る部分に限る。)の規定は、平成15年12月19日から施行]

2・3 他の条例の一部改正〔略〕

附 則(平成19年3月23日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月28日条例第46号)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

豊中市男女共同参画審議会規則

公布	平成16年1月15日	規則第1号
改正	平成17年3月31日	規則第3号
	平成19年3月23日	規則第1号
	平成23年3月25日	規則第5号
	平成27年3月25日	規則第20号

(目的)

第1条 この規則は、豊中市男女共同参画推進条例（平成15年豊中市条例第48号）第23条第4項の規定に基づき、豊中市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

第2条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 市長が特に必要と認める者

2 前項第2号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、前条第1項第2号の委員を除き、再任されることができる。

3 市長は、特別の事情があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会の事務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定めた委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に所属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会における審議状況及び結果を審議会に報告しなければならない。

(関係者の出席等)

第7条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、人権政策課において処理する。

(施行細目)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、平成16年1月20日から施行する。

2 豊中市女性問題審議会規則（昭和59年豊中市規則第4号）は、廃止する。

3 会長及びその職務を代理する者に事故がある場合その他会長の職務を行う者がいない場合における審議会の招集及び会長が決定されるまでの審議会の議長は、市長が行う。

4 他の規則の一部改正〔略〕

附 則（平成17年3月31日規則第3号抄）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月25日規則第5号抄）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日規則第20号抄）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

豊中市男女共同参画審議会答申

令和3年(2021年)11月26日

豊中市長 長内 繁樹 様

豊中市男女共同参画審議会
会長 榎村 久子

「豊中市DV対策基本計画」を包含する新たな
「第3次豊中市男女共同参画計画」の策定について(答申)

豊中市男女共同参画審議会は、豊中市男女共同参画推進条例に基づいて、令和3年(2021年)8月4日付けで諮問を受けました。

本審議会では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響や新しい生活様式への対応など社会経済情勢の変化、男女共同参画に関するアンケート調査(令和2年度実施)の結果や現行計画の成果と課題をふまえた審議を行い、別添のとおり答申します。

第3次豊中市男女共同参画計画の策定について

第3次豊中市男女共同参画計画においては、本計画の基本理念である「男女共同参画社会の実現」に向けて必要な柱として、4つの基本目標を設定します。また、特に基本目標2を女性活躍推進法に基づく女性活躍推進計画、並びに基本目標4の一部を配偶者力防止法に基づくDV対策基本計画として位置づけることを求めます。

以下、基本目標ごとに当審議会の意見を示します。

<基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識を改革する>

- 性別に加え、性的指向や性自認などを理由とする差別・偏見などが起きないように、意識づくりや教育・学習等を展開する必要がある。特に教育分野における児童生徒や教員への取組みが必要である。
- ユネスコの「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」によると、包括的性教育を若年から始めていくことが重要であり、適切な態度や行動の選択ができるよう、発達段階に応じた性に関する指導を実施する必要がある。また、性的なコミュニケーションについては、デートDVや性暴力にも関係している。
- 性的マイノリティについて、制度だけではなく、個々へのフォロー(当事者同士の集まり、親・家族との話し合いへの支援など)も必要であり、取り組みの周知と安心して相談できる体制づくりが必要である。
- 現行の社会制度や慣行が男女共同参画推進の障壁になっている部分も多い。社会制度を変えることによる改善へつながる取組みについても非常に大事である。

＜基本目標2 あらゆる分野での女性の活躍を推進する＞

- ・男女共同参画を推進していく中で、「意識の改革」と「女性の参画の拡大」を計画の両輪として展開していく必要がある。
- ・男性の育児休業について、取得前及び取得後のフォローを行い積極的な民間企業は多く、育児休業の取得により男性自身が多様な価値観や経験を得ることが重要という認識も広がっている。市ではさまざまな研修を行っているが、育児休業の取得に向けては、管理職を含めた一人ひとりの認識づくりやさまざまなフォローを展開していく必要がある。
- ・リモートワーク等による、経済状況や新しい働き方などの動向をふまえた多様な働き方への支援やワーク・ライフ・バランスの推進の強化は大きな課題だが、日本の大きな社会的課題でもある。
- ・豊中市の強みである「市民力」「地域力」を、地域での女性の参画拡大につなげていくことが重要である。
- ・労働について学ぶ機会の提供が、生徒や学生などの社会人になる前、社会人にも必要である。

＜基本目標3 すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備する＞

- ・高齢者・障害者・外国人だけではなく支援を必要とする「すべての人」への支援について、地域包括ケア・豊中モデルの強化・構築による包括的な支援の推進が期待される。
- ・ひとり親家庭の困窮は非常に大きな社会問題になっていることから、具体的な取組支援について盛り込む必要がある。
- ・困難を抱える人々に寄り添う地域づくりなど、地域力による支援の展開が期待される。
- ・防災・災害対策での男女共同参画の推進について、コロナへの対応とともに、気候変動などによる大規模災害への対応、防災についても考慮する必要がある。
- ・人口構成とともに世帯構成も大きく変化する一方で、平均寿命と健康寿命が延伸している。人生100年時代を迎えるなかで、女性を含むすべての人の健康対策の推進・支援が求められる。

＜基本目標4 あらゆる暴力を根絶する＞

- ・精神的暴力と社会的暴力への認識について、女性に比べ男性の方が低いため、各暴力の認識向上のための取組みを進める必要がある。
- ・多様な主体との連携について、DVで最初に通報を受ける警察との連携が重要となる。
- ・性暴力への対応について、女性も男性も、そしてトランスジェンダーなどさまざまな性の方にも問題となっている。また、小児性愛者の問題について、被害者は女の子が多いが、児童・生徒にあたる男の子の被害も非常に多いということが分かってきている。そのような背景もふまえ、新しい視点、社会で新たに課題となっていることを反映していく必要がある。

豊中市男女共同参画審議会委員（第9期）

任期：令和2年（2020年）1月20日～令和4年（2022年）1月19日

（敬称略）

区分	委員名	所属・職名
(1) 学識経験者	倉垣 千恵	産婦人科医師
	西尾 亜希子	武庫川女子大学共通教育部教授
	中村 誉彦	弁護士
	槇村 久子	京都女子大学宗教・文化研究所客員研究員
	青竹 美佳	大阪大学大学院高等司法研究科准教授
	宮前 千雅子	関西大学人権問題研究室委嘱研究員
	山中 京子	大阪府立大学名誉教授 コラボレーション実践研究所 所長
	須河内 優子	大阪成蹊短期大学幼児教育学科講師
(2) 市民公募	福井 幾子	市民公募
	樋口 佐代子	市民公募
(3) 市長が特に必要と認める者	須戸 裕治	豊中商工会議所副会頭
	古川 博夫	豊中市人権教育推進委員協議会副会長
	山西 泰文	豊中企業人権啓発推進員協議会幹事
	浦 耕太郎	日本労働組合総連合会大阪府連合会北大阪地域協議会 豊中地区協議会副議長
	山田 正典	てしま保育園理事長

委員15人（女性委員9人、男性委員6人）

※ 須戸裕治委員の任期は、令和2年（2020年）1月20日から令和3年10月4日まで。

令和3年（2021年）10月5日から令和4年（2022年）1月19日まで、河本良昭委員が就任。

豊中市人権行政推進本部設置規則

公布 平成28年3月29日 規則第46号
改正 平成31年3月22日 規則第33号

(設置)

第1条 人権文化のまちづくりをすすめる条例（平成11年豊中市条例第10号）第4条の規定に基づき、人権文化が創造されたまちの実現に向けた施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、豊中市人権行政推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 人権行政基本方針の推進に関すること。
- (2) 関係各部局との調整に関すること。
- (3) 人権問題の解決に不可欠な法律及び制度の整備推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び委員で組織する。

- 2 本部長は市長、副本部長は副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部の事務を総理し、本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指定する副本部長がその職務を代理する。

(本部の会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長が議長となる。

(連絡会議)

第6条 所掌事務を検討及び調整させるため、本部に連絡会議を置く。

- 2 連絡会議は、議長及び委員で組織する。
- 3 議長は、人権文化政策監の職にある者をもって充てる。
- 4 連絡会議の委員は、本部長が指名する。
- 5 連絡会議は、必要に応じて議長が招集する。
- 6 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が定めた委員がその職務を代理する。
- 7 議長は、連絡会議において検討した事項を本部に報告しなければならない。

(関係者の出席等)

第7条 本部の会議及び連絡会議は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、人権政策課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月22日規則第33号抄)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

■別表

本部の委員となる者

危機管理監、人権文化政策監、総務部長、都市経営部長、都市活力部長、環境部長、財務部長、市民協働部長、福祉部長、健康医療部長、こども未来部長、都市計画推進部長、都市基盤部長、会計管理者、病院事業管理者、市立豊中病院事務局長、市立豊中病院看護部長、上下水道事業管理者、上下水道局経営部長、上下水道局技術部長、消防局長、教育長、教育委員会事務局長、教育監、市議会事務局長、豊中市伊丹市クリーンランド事務局長及び理事

豊中市男女共同参画推進連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 男女共同参画社会を実現するための諸施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、人権行政推進本部会議の下に、豊中市男女共同参画推進連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会を実現するために実施すべき施策に係る基本的な方針の協議に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の実現をするための施策の調整に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために人権文化政策監が必要と認める事項。

(組織)

第3条 会議は、議長及び委員で組織する。

- 2 議長は、人権文化政策監をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、議長が必要と認めるときは委員を追加することができる。

(議長)

第4条 議長は会議の事務を総理する。

- 2 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が定めた委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、議長が招集し、主宰する。

(専門部会)

第6条 連絡会議は、その所掌事務を行うにあたり、特定事項の調査及び検討をさせる必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、会議の委員の中から議長が指定する者をもって充てる。ただし、議長が必要と認めるときは会議の委員以外の者を専門部会の委員とすることができる。
- 3 専門部会の運営について必要な事項は、議長が別に定める。

(実務担当者会議)

第7条 連絡会議は、その所掌事務を行うにあたり、実務担当者に特定事項の調査及び検討をさせる必要があると認めるときは、実務担当者会議を置くことができる。

- 2 実務担当者会議は、連絡会議委員の推薦を受けた者で組織する。
- 3 実務担当者会議は、必要に応じて人権政策課長が招集し、これを主宰する。
- 4 実務担当者会議は、作業班を置くことができる。
- 5 実務担当者会議の運営について必要な事項は人権政策課長が別に定める。

(関係者の出席等)

第8条 議長は連絡会議において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

- 2 人権政策課長は実務担当者会議において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(総務)

第9条 会議の総務は、人権政策課が行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

■別表（委員）

所属部	職 名
危機管理課	危機管理課長
人権政策課	人権政策課長
総務部	人事課長 職員課長 行政総務課長 デジタル戦略課長
都市経営部	広報戦略課長
都市活力部	産業振興課長 スポーツ振興課長
市民協働部	くらし支援課長
福祉部	福祉事務所長 障害福祉課長 長寿社会政策課長 地域共生課長
健康医療部	母子保健課長 保険資格課長
こども未来部	こども政策課長 こども相談課長 こども事業課長 子育て給付課長
都市計画推進部	住宅課長
市立豊中病院	事務局病院総務課長
上下水道局	経営部総務課長
消防局	消防総務課長
教育委員会	学校教育課長 社会教育課長 中央公民館長 読書振興課長 教職員課長 教育総務課長 児童生徒課長
選挙管理委員会事務局	事務局長
豊中市伊丹市クリーンランド	総務課長

豊中市DV（ドメスティック・バイオレンス）防止ネットワーク会議設置要綱

（設置）

第1条 本市において配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）により被害を受け、又は繰り返し被害を受けるおそれのある者の人権の擁護を図るため、DVに関係する機関が相互に連携し、DVの防止及びDVの被害者（以下「DV被害者」という。）の支援のあり方等について検討するため、豊中市DV防止ネットワーク会議（以下、「ネットワーク会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 ネットワーク会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- （1） DV被害者に対する迅速かつ適切な対応を行うための情報の共有及び支援策の検討に関すること。
- （2） DV被害者の自立支援に関すること。
- （3） 市民に向けた広報及び啓発に関すること。
- （4） 関係機関等との連絡調整に関すること。
- （5） 上記の他、豊中市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第2次豊中市DV対策基本計画）の推進に関すること。

（組織）

第3条 ネットワーク会議は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、人権文化政策監、副委員長は、人権政策課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表1の者をもって充てる。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員を追加することができる。

（委員長）

第4条 委員長は、ネットワーク会議を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

（ネットワーク会議）

第5条 ネットワーク会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

（幹事会）

第6条 ネットワーク会議に、所掌事務の重要事項を検討及び調整させるため、幹事会を置く。

2 幹事会は、委員の中から委員長が指定する職にある者をもって構成する。

3 その他、幹事会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

（実務担当者会議）

第7条 ネットワーク会議に、所掌事務を検討及び調整させるため、実務担当者会議（以下「実担会議」という。）を置く。

2 実担会議は、座長及び委員で構成する。

3 実担会議の委員は、ネットワーク会議の委員の推薦を受けた者をもって充てる。

4 座長は、人権政策課主幹（男女共同参画担当）をもって充てる。

5 実担会議は、必要に応じて座長が招集する。

6 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

（ケース検討会議）

第8条 座長は、その所掌事務を行うに当たり、DV被害者を発見し、又は通報を受け、若しくは通告を受けたときにおいて、当該DV被害者の状況の把握及び支援策の検討を速やかに行う必要があると認めるときは、ケース検討会議を開くことができる。

2 ケース検討会議の委員は、実担会議の委員、当該事例に関する協議に必要な関係者を座長がその都度指名するものとする。

（関係者の出席等）

第9条 委員長又は座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は書類の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第10条 ネットワーク会議及び実担会議の構成員及び出席者は、会議を通じて知り得た個人の秘密に関する事項を他に漏らしてはならない。

（庶務）

第11条 ネットワーク会議の庶務は、人権政策課において処理する。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

■別表1 豊中市DV（ドメスティック・バイオレンス）防止ネットワーク会議

委員長	人権文化政策監
副委員長	人権政策課長
委員	豊中市医師会 会員
委員	豊中市民生・児童委員協議会連合会 民生・児童委員
委員	豊中市社会福祉協議会 福祉推進室長
委員	とよなか男女共同参画推進財団 事務局長
委員	とよなか国際交流協会 事務局長
委員	とよなか人権文化まちづくり協会 事務局長
委員	大阪府女性相談センター 所長
委員	豊中警察署 生活安全課長
委員	豊中南警察署 生活安全課長
委員	オリーブの園 理事長
委員	都市経営部 広報戦略課長
委員	市民協働部 暮らし支援課長
委員	市民協働部 市民課長
委員	財務部 市民税課長
委員	福祉部 福祉事務所長
委員	福祉部 障害福祉課長
委員	福祉部 長寿安心課長
委員	健康医療部 母子保健課
委員	健康医療部 保険資格課長
委員	こども未来部 こども相談課長
委員	こども未来部 こども事業課長
委員	こども未来部 子育て給付課長
委員	都市計画推進部 住宅課長
委員	市立豊中病院 医事課長
委員	消防局 救急救命課長
委員	教育委員会 教育総務課長
委員	教育委員会 学校教育課長
委員	教育委員会 児童生徒課長

第3次豊中市男女共同参画計画策定の経過

開催年	月	内容
令和3年 (2021年)	7月	令和3年度(2021年度)第1回豊中市人権行政推進本部会議の開催 令和3年度(2021年度)第2回豊中市男女共同参画推進連絡会議の開催 令和3年度(2021年度)第1回豊中市DV防止ネットワーク会議の開催
	8月	令和3年度(2021年度)第1回豊中市DV防止ネットワーク会議実務担当者会議の開催 令和3年度(2021年度)第1回豊中市男女共同参画審議会の開催 豊中市男女共同参画審議会に諮問
	9月	令和3年度(2021年度)第2回豊中市男女共同参画審議会の開催 令和3年度(2021年度)第3回豊中市男女共同参画推進連絡会議の開催
	10月	令和3年度(2021年度)第2回豊中市人権行政推進本部会議の開催 令和3年度(2021年度)第3回豊中市男女共同参画審議会の開催
	11月	令和3年度(2021年度)第4回豊中市男女共同参画審議会の開催 豊中市男女共同参画審議会から答申 令和3年度(2021年度)第4回豊中市人権行政推進本部会議の開催
	12月	令和3年度(2021年度)第4回豊中市人権行政推進本部会議の開催 市民意見募集
	令和4年 (2022年)	1月
2月		令和3年度(2021年度)第6回豊中市人権行政推進本部会議の開催

※人権行政推進本部会議は人権に関するテーマ別で開催しており、第3回と第5回は男女共同参画以外のテーマで開催したため上記の策定経過には記載していません。

男女共同参画に関する国内外のあゆみ

年度	国際社会の取組み	日本の取組み	豊中市の取組み
昭和 50 年度 (1975)	◇国際婦人年 ◇第 1 回世界女性会議(国際 婦人年世界会議)(メキシコ シティ) 「世界行動計画」採択	◇婦人問題企画推進本部設置 ◇婦人問題企画推進会議設置 ◇婦人問題担当室設置	
昭和 51 年度 (1976)	◇国連婦人の 10 年 (~昭和 60 年 (1985 年))	◇「国内行動計画」策定	
昭和 52 年度 (1977)		◇国立婦人教育会館開設	
昭和 53 年度 (1978)			
昭和 54 年度 (1979)	◇国連第 34 回総会「女性差別 撤廃条約」採択	◇国際人権規約批准	◇婦人問題担当窓口(社会教育 課)設置
昭和 55 年度 (1980)	◇第 2 回世界女性会議(国連 婦人の 10 年中間年世界会 議)(コペンハーゲン)		
昭和 56 年度 (1981)		◇「国内行動計画後期重点目標」 策定	
昭和 57 年度 (1982)	◇女性差別撤廃委員会発足		
昭和 58 年度 (1983)			◇豊中市婦人問題推進本部設置 ◇担当主幹(自治振興室)設置 ◇豊中市婦人問題推進会議設置
昭和 59 年度 (1984)		◇「国籍法」改正成立	◇豊中市女性問題審議会設置 ◇審議会に諮問「女性の地位向 上を目指して、豊中市のとり べき基本的な方策について」 ◇本部及び会議の「婦人」を「女 性」に改名
昭和 60 年度 (1985)	◇第 3 回世界女性会議(国連 婦人の 10 年世界会議)(ナイ ロビ) 女性の地位向上のための 「ナイロビ将来戦略」採択	◇「男女雇用機会均等法」成立 ◇「女性差別撤廃条約」批准 ◇婦人問題企画推進有識者会議 設置 ◇婦人問題企画推進本部拡充	◇豊中市女性問題推進会議「豊 中市における女性のための 199 の提言」
昭和 61 年度 (1986)			◇豊中市女性問題審議会答申 (第 1 次~6 次)(~平成 8 年 (1996 年))
昭和 62 年度 (1987)		◇「西暦 2000 年に向けての新国 内行動計画」策定	
昭和 63 年度 (1988)			◇女性政策課設置
平成元年度 (1989)			
平成 2 年度 (1990)	◇国連婦人の地位委員会拡充 大会期		◇「女性政策基本方針」策定
平成 3 年度 (1991)		◇「育児休業法」成立	
平成 4 年度 (1992)		◇婦人問題担当大臣設置	
平成 5 年度 (1993)	◇世界人権会議(ウィーン) 「女性の権利は人権である」 ◇「女性に対する暴力の撤廃 に関する宣言」採択		◇「女性政策実施計画」策定

年度	国際社会の取組み	日本の取組み	豊中市の取組み
平成6年度 (1994)	◇世界人口会議(カイロ)	◇男女共同参画審議会設置 (政令) ◇男女共同参画室設置 ◇男女共同参画推進本部設置	
平成7年度 (1995)	◇第4回世界女性会議(北京) 「北京行動綱領」採択	◇「育児・介護休業法」改正 ◇「ILO 家族的責任 156 号条約」 批准	◇女性センター基本構想検討 委員会設置
平成8年度 (1996)		◇審議会答申「男女共同参画ビ ジョン」 ◇男女共同参画推進連携会議 (えがりてネットワーク)発足 ◇「男女共同参画 2000 年プ ラン」策定 ◇男女共同参画審議会設置 (法律)	◇女性センター基本構想検討委 員会提言
平成9年度 (1997)		◇「男女雇用機会均等法」改正成立 ◇介護保険法成立	◇「女性政策実施計画 (第1次 見直し)」(改定)
平成10年度 (1998)		◇審議会答申「男女共同参画社 会基本法について」	◇女性センター開設に伴う市民 意見募集会設置 ◇審議会に諮問「総合的な女性 行政のあり方について」
平成11年度 (1999)	◇「女性差別撤廃条約選択議 定書」採択	◇「児童買春、児童ポルノ禁止 法」成立 ◇審議会答申「女性に対する暴 力のない社会を目指して」 ◇「男女共同参画社会基本法」 成立 ◇女性と仕事の未来館開設	◇市役所職場におけるセクシュ アル・ハラスメント防止に関 する指針及びセクシュアル・ ハラスメントについての苦情 又は相談の処理に関する要綱 制定
平成12年度 (2000)	◇国連特別総会女性2000年会 議(ニューヨーク) 「北京宣言及び行動綱領の 実施促進のためのさらなる 行動とイニシアティブ」採 択	◇「ストーカー規制法」成立 ◇審議会答申「男女共同参画基 本計画策定に当たっての基本 的な考え方」 ◇「男女共同参画基本計画」策定 ◇男女共同参画局設置 ◇男女共同参画会議設置 ◇「育児・介護休業法」改正	◇とよなか男女共同参画推進 財団設置 ◇とよなか男女共同参画推進 センターすてっぷ開設
平成13年度 (2001)		◇「DV防止法」成立 ◇第1回男女共同参画週間 ◇「仕事と子育ての両立支援策 の方針について」閣議決定 ◇「女性に対する暴力をなくす 運動について」開始	◇豊中市女性問題審議会答申 「豊中市における男女共同参 画社会の実現をめざす総合行 政のあり方について」
平成14年度 (2002)			◇豊中市男女共同参画苦情処理 事案等検討会設置 ◇検討会報告「豊中市における 男女共同参画苦情処理委員会 のあり方について」
平成15年度 (2003)		◇国連女性差別撤廃委員会から 女性差別撤廃条約に係る推進 について勧告 ◇「次世代育成支援対策推進法」 成立 ◇「少子化社会対策基本法」成立	◇男女共同参画推進課(名称変更) ◇「豊中市男女共同参画推進条例」 及び「豊中市訴訟等に係る資金 の貸付けに関する条例」制定 ◇豊中市男女共同参画苦情処理 委員会設置 ◇豊中市男女共同参画審議会設置 ◇「豊中市男女共同参画計画」策定

年度	国際社会の取組み	日本の取組み	豊中市の取組み
平成 16 年度 (2004)	◇国連「北京+10」閣僚級会合 (第 49 回国連婦人の地位委員 会) をニューヨークの国 連本部にて開催	◇「女性国家公務員の採用・登用 の拡大等について」男女共同 参画推進本部決定 ◇「DV防止法」の改正及び同法 に基づく基本方針の策定 ◇「育児・介護休業法」改正	◇審議会に諮問「豊中市におけ る男女共同参画の推進に関す る施策等の推進方策につい て」 ◇「DV防止ネットワーク会議」 設置
平成 17 年度 (2005)		◇「男女共同参画基本計画(第 2 次)」策定 ◇「女性の再チャレンジ支援プ ラン」策定	◇DV 被害者緊急一時保護(避 難)制度の創設 ◇審議会から答申「豊中市にお ける男女共同参画の推進に関 する施策等の推進方策につい て」
平成 18 年度 (2006)		◇「国の審議会等における女性 委員の登用の促進について」 男女共同参画推進本部決定 ◇「男女雇用機会均等法」改正	◇「男女共同参画計画」の指標項 目の追加拡充
平成 19 年度 (2007)		◇「パートタイム労働法」改正 ◇「DV防止法」改正 ◇「仕事と生活の調和(ワーク・ ライフ・バランス)憲章」及び 「仕事と生活の調和推進のた めの行動指針」策定	◇審議会から諮問・答申「豊中市 男女共同参画計画の見直しに ついて」
平成 20 年度 (2008)		◇「女性の参画加速プログラム」 男女共同参画推進本部決定 ◇「児童福祉法」「次世代育成支 援対策推進法」改正	◇中間見直し後の「豊中市男女 共同参画計画」策定
平成 21 年度 (2009)	◇女子差別撤廃委員会 女子 差別撤廃条約実施状況第 6 回報告審議 第 6 回報告に対する女子差 別撤廃委員会最終見解 ◇国連「北京+15」世界閣僚統 合会(第 54 回国際婦人の地 位委員会)をニューヨーク の国連本部にて開催	◇「育児・介護休業法」改正	◇DV 被害者等臨時生活支援金 給付事業の実施
平成 22 年度 (2010)	◇ジェンダー平等と女性のエン パワーメントのための国 際機関 (UN Women) 正式発足	◇「仕事と生活の調和(ワーク・ ライフ・バランス)憲章」及び 「仕事と生活の調和推進のた めの行動指針」改定 ◇男女共同参画会議「第 3 次男 女共同参画基本計画策定に当 たつての基本的な考え方」答 申 ◇「第 3 次男女共同参画基本計 画」策定	◇審議会に諮問「今後の豊中市 における男女共同参画推進施 策の基本的な方向について」 ◇「豊中市DV 対策基本計画」 策定
平成 23 年度 (2011)	◇第 56 回国連婦人の地位委員 会 「自然災害におけるジェンダ ー平等と女性のエンパワ ーメント」決議案採択		◇審議会から答申「今後の豊中 市における男女共同参画推進 施策の基本的な方向につい て」 ◇「第 2 次豊中市男女共同参画 計画」策定
平成 24 年度 (2012)		◇「女性の活躍促進による経済 活性化」行動計画策定	

年度	国際社会の取組み	日本の取組み	豊中市の取組み
平成 25 年度 (2013)	◇第 58 回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	◇「日本再興戦略」(閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ ◇「DV防止法」改正 ◇「ストーカー規制法」改正	◇「豊中市DV被害者支援相談共通様式」の運用開始 ◇DV防止法に基づく住民基本台帳事務における支援措置申出の意見付与開始
平成 26 年度 (2014)	◇国連「北京+20」記念会合(第 59 回国連婦人の地位委員会)をニューヨークの国連本部にて開催 ◇第 3 回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択	◇「次世代育成支援対策推進法」改正 ◇「日本再興戦略」改訂 2014 (閣議決定)に「女性が輝く社会」の実現」を明示 ◇「すべての女性が輝く政策パッケージ」決定 ◇「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置 ◇「すべての女性が輝く社会づくり推進室」発足 ◇「リベンジポルノ防止法」成立	
平成 27 年度 (2015)	◇女子差別撤廃委員会 女子差別撤廃条約実施状況第 7 回及び第 8 回報告審議 第 7 回及び第 8 回報告に対する女子差別撤廃委員会最終見解 ◇「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(SDGs)」採択	◇「女性活躍加速のための重点方針 2015」決定 ◇「女性活躍推進法」成立 ◇男女共同参画会議「第 4 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ◇「第 4 次男女共同参画基本計画」策定 ◇「育児・介護休業法」「男女雇用機会均等法」改正	◇女性活躍推進法に基づく「豊中市特定事業主行動計画」策定
平成 28 年度 (2016)		◇「女性活躍加速のための重点方針 2016」決定 ◇「ストーカー規制法」改正	◇審議会に諮問・答申「第 2 次豊中市男女共同参画計画」の中間見直し並びに新たな「豊中市DV対策基本計画」の策定について」 ◇「第 2 次豊中市男女共同参画計画」の改定 ◇「第 2 次豊中市DV対策基本計画」策定
平成 29 年度 (2017)		◇「刑法」改正	◇豊中市配偶者暴力相談支援センター配置
平成 30 年度 (2018)		◇「政治分野における男女共同参画推進法」成立 ◇「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」成立 ◇「セクシュアル・ハラスメント対策の強化 について～メディア・行政間での事案発生をうけての緊急対策～」策定	◇「イクボス宣言」の実施
令和元年度 (2019)	◇W20 を日本にて開催(第 5 回WAW! と同時開催)	◇「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正 ◇「DV防止法」改正	

年度	国際社会的取り組み	日本の取り組み	豊中市の取り組み
令和2年度 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> ◇パリの OECD 本部において「女性に対する暴力撲滅に関するハイレベル会合」開催 ◇国連「第4回世界女性会議25周年記念ハイレベル会合」をニューヨークの国連本部にて開催 ◇W20 サミット開催 	<ul style="list-style-type: none"> ◇DV相談+(プラス)開始 ◇「第5次男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◇「イクボス宣言企業・団体登録制度」開始 ◇女性活躍推進法に基づく「豊中市特定事業主行動計画」策定
令和3年度 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> ◇G20「女性活躍担当大臣会合」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ◇「育児・介護休業法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ◇審議会に諮問・答申「「第3次豊中市男女共同参画計画」の策定について」 ◇「第3次豊中市男女共同参画計画」の策定

第3次豊中市男女共同参画計画

令和4年（2022年）2月

編集・発行：豊中市 人権政策課

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

電話：06-6858-2654 ファックス：06-6846-6003

